
**教育改革の推進のための総合的調査研究
～教育バウチャーに関する文献調査～**

調査報告書

2009年3月

株式会社 リベルタス・コンサルティング

— 目 次 —

I. 調査概要	1
II. 調査結果のポイント	4
III. 米国	6
(1) ウィスコンシン州ミルウォーキー市	6
(2) オハイオ州クリーブランド市	12
(3) ワシントン DC	17
(4) フロリダ州	20
(5) ユタ州	29
IV. イギリス	31
V. オランダ	35
VI. ニュージーランド	39
VII. デンマーク	44
VIII. チリ	49
IX. コロンビア	51
X. スウェーデン	53
XI. ドイツ	55

XII. 香港	60
XIII. 教育バウチャーに関する効果・評価（文献調査）	65

I. 調査概要

1 調査目的

教育改革の推進に係る文教施策の企画立案に資するため、中央教育審議会の答申等で示された教育改革に関する提言等に係る基礎的な調査研究や実践的・具体的な調査研究を実施した。

2 調査内容

教育バウチャーについては、規制改革推進のための3か年計画（平成20年3月25日閣議決定）等において、海外調査の実態把握など今後更に積極的な研究・検討を行うことが明記されている。文部科学省では、その一環として、平成16年度及び平成18年度に株式会社日本総合研究所に教育バウチャーに関する調査研究を委託し、一定の調査結果をまとめたところであるが、すでに調査研究から2年経過していることから、教育バウチャーの最新の動向に関する情報・文献の収集を行った。

なお、本調査においては、日本語及び英語の文献のみを調査対象とした。

3 調査概要

3-1 調査対象国

調査対象国及び調査対象とした制度は、以下の通り。このうち、ドイツ（ハンブルグ市）、香港については、就学前児童を対象とした保育バウチャーを調査対象としている。

国名	調査対象
アメリカ	
ウィスコンシン州 ミルウォーキー市	Milwaukee Parental Choice Program(MPCP)
オハイオ州 クリーブランド市	Cleveland Scholarship and Tutoring Program(CSTP)
ワシントン DC	Opportunity Scholarship Program(OSP)
フロリダ州	・ A+ Opportunity Scholarship Program (A+OSP) ・ マッケイ奨学金制度
ユタ州	私立学校へ入学、転籍する生徒向けの奨学金（未実施）
イギリス	School Funding System（教育予算配分システム）
オランダ	Freedom of Education など
ニュージーランド	Operational Funding：運営費補助制度（生徒 1 人当たり補助を含む）
デンマーク	・ 公的補助金制度（Public grants system） ・ 運営交付金（Operational grants）
スウェーデン	valfrihet i skolan(School choice)
チリ	教育予算配分（予算は生徒の数により決定）
コロンビア	Plan de Ampliación de Cobertura de la Educación Secundaria (PACES)
ドイツ（ハンブルグ市）	Kita-Gutschein（保育）
香港	Pre-primary Education Voucher Scheme(PEVS)

※ これまでの調査結果がある国（アメリカ、イギリス、オランダ、ニュージーランド、スウェーデン、チリ）については、主に 2006 年 4 月以降の動きについて調査し、その他の国・地域（デンマーク、コロンビア、ドイツ、香港）については、これまでの取組も含めて情報・文献の収集を行った。

3-2 調査項目

各国の調査項目は、以下の通り。

1. 対象制度

※制度の概要、沿革等を整理。

2. 制度の変更点

※特に、2006年4月以降の制度の変更点を整理。

3. 運用状況

- ・生徒数
- ・学校数
- ・支払額
- ・予算額

等

なお、「XⅢ. 教育バウチャーに関する効果・評価（文献調査）」では、教育バウチャーに関する論文、研究レポート等を整理し、教育バウチャーの効果（教育効果、経済効果等）や評価（メリット、デメリット）等を整理した。

3-3 調査方法

日本語及び英語の文献を中心に調査を行った。各国の最新の情報を得るため、各国の関連機関のWEB等を中心に国内外の論文、新聞雑誌記事等により情報を収集した。

II. 調査結果のポイント

本調査において取り上げるそれぞれの対象国が採用している教育バウチャー制度の特徴を概観できるよう、横並び表（後掲）を作成した。

今回調査対象となった国の教育バウチャー制度の特徴を簡潔にまとめると、以下のように整理できる。

(1) 教育バウチャーの公費配分方法

大きく分けて、学費補助として生徒に直接支払われる国・州（アメリカ オハイオ州、アメリカ ワシントン D.C. など）と、運営費補助として学校に補助金が配分されるもの（ニュージーランド、スウェーデンなど）の2つのタイプがある。

(2) 教育バウチャーの対象

大きく分けて、低所得層を対象とする国・州（アメリカ ウィスコンシン州、コロンビアなど）と、全ての生徒を対象とする国・州（イギリス、オランダなど）に分けられる。フロリダ州のように、パフォーマンスの低い学校が対象となるプログラムも存在する。

(3) 学校予算の積算基準

学校に補助金を支払うタイプの制度では、生徒数に応じて補助金額が決定される。

(4) 生徒1人当たり補助金額

受給者が一律同額を受け取る国・州（デンマーク、香港など）と親の収入や学年、選択するサービスによって補助金額が異なる国・州（ニュージーランド、ドイツなど）に分けられる。

(5) 私立学校の対応

私立学校が教育バウチャー制度に参加する場合、公立学校と比較して、何らかの制限が課せられる国、州がある。例えば、ニュージーランド（公立学校よりも支給額が小さい）やスウェーデン（授業料の徴収が出来なくなる）など。

図表 1 各国バウチャー制度の横並び表

対象国	教育バウチャーの公費配分方法	教育バウチャーの対象	学校予算の積算基準	生徒1人当り補助金額	私立学校の対応
アメリカ					
ウィスコンシン州 (ミルウォーキー市)	学費補助	<新規参加者> 世帯所得が連邦貧困基準の175%以下 <継続参加者またはその兄弟> 世帯所得が連邦貧困基準の220%以下		\$6,501(2006-07年度) \$6,607(予定)(2008-09年度) *生徒1人当たりの給付上限額	127校の私立学校が参加 参加私立学校数は年々増加している
オハイオ州 (クリーブランド市)	学費補助 (公立学校に通う生徒への私立学校の機会提供)	クリーブランド学区在住 幼稚園から8年生の生徒を対象 (12年生まで更新可) 世帯収入が連邦貧困基準の200%よりも多いか少ないかによって補助額が決定される		3,450ドル(2009-10年度)	42校の私立学校が参加
ワシントンDC	学費補助	ワシントンDC在住の幼稚園児から高校生のうち、以下の条件を満たす者が対象 世帯収入が、連邦貧困基準値の185%以下の家庭の児童・生徒 申請時は公立学校もしくは特別認可学校に通っているが、バウチャー受領後、私立学校へ入学・転籍する予定の児童・生徒		7,500ドル	53校の私立学校が、本プログラムに参加している
フロリダ州	<<A+ Opportunity Scholarship Program(A+OSP)>> 学費補助 <<マッケイ奨学金制度>> 学費補助	<<A+ Opportunity Scholarship Program(A+OSP)>> 4年間に2年以上、学校のパフォーマンスがFであると評価された学校に通う生徒 <<マッケイ奨学金制度>> 障害を持つ生徒 未就園児から12年生 フロリダ州の公立学校に入学している生徒 公立学校から個人教育計画(IEP:Individual Education Plan)を受けている生徒		<<A+ Opportunity Scholarship Program(A+OSP)>> 4,206ドル(2005-06年度) <<マッケイ奨学金制度>> 7,206ドル(1人あたり平均)(2006-07年度)	<<A+ Opportunity Scholarship Program(A+OSP)>> ・最高裁判所による違憲判決により、私立学校へ転校できる制度が廃止された <<マッケイ奨学金制度>> ・他の公立学校、もしくはプログラムに参加している私立学校に転校することが可能
ユタ州 (未実施)	学費補助	ユタ州の州立学校に通うすべての生徒のうち、バウチャー受領後、私立学校へ入学・転籍する予定の児童・生徒		500~3,000ドル (親の収入に応じて変動)	
イギリス	学校の運営費補助	イギリス国内の学校に通うすべての生徒	生徒数 前年度の教育費配分額	3,887ポンド	
オランダ	学費補助	オランダ国内の義務教育を受けるすべての生徒		初等教育 4,940ユーロ(2006年度) 中等教育 6,260ユーロ(2006年度)	
ニュージーランド	学校の運営費補助	ニュージーランド国内全ての公立学校と統合校、及び一部の独立校	生徒数(学校の特性や少数民族に属する生徒数に応じて調整)	707.83~1,004.26ニュージーランドドル (2008年度、学年によって異なる)	一部の私立学校(独立校)は、運営費補助を受け取っている。ただし、その額は公立学校、統合校に比べて小さい
デンマーク	学校の運営費補助	私立学校に通う生徒	生徒数	41,000デンマーククローネ (2006年度)	私立学校に通う生徒を対象とし、学校運営費と学費の補助がある。
スウェーデン	学校の運営費補助	スウェーデン国内の全ての学校のうち、国に認可された学校	生徒数	児童生徒一人当たり教育費を児童生徒数で算定した金額	私立学校も補助金を受けることができる。ただし、補助金を受ける私立学校は授業料を徴収することが出来ない。
チリ	学校の運営費補助	チリ国内の学校(公立、私立を問わない)	生徒数	補助金額は生徒数に応じて配分される。1人あたりの額は一律。	私立学校も参加できる。ただし、授業料を徴収する私立学校への補助金額は小さくなる。
コロンビア	学費補助	6年生(中学1年生)に進級する生徒のうち、以下の条件を満たす者が対象 ・前年度に公立学校に通っており、かつ私立学校への進学許可を得ている生徒 ・6段階の社会経済層のうち、下位の2層に属する家庭の生徒			コロンビア全土で、約40%の私立学校が参加
ドイツ (ハンブルグ市)	保育施設利用額の補助	①保育所もしくは幼稚園に通う児童。 ・幼稚園の児童に対する一部のデイケア・サービスは、全員が対象 ・その他のサービスを受ける児童は、親の就業状況など、市の定める基準によりバウチャー受領の優先順位がつけられる。 ②小学校、中学校の生徒。 ・親の収入状況など、市の定める基準により優先順位がつけられた上で、対象として認定される。	児童数	デイケアの内容及び親の所得により異なる。	
香港	学費補助	以下の条件を満たす幼稚園に通う幼稚園(3歳~6歳)の児童。 ・非営利 ・ローカル・カリキュラムの提供 ・年間の1人当たり学費が、半日学級で24,000香港ドル、1日学級で48,000香港ドル以下	児童数	11,000香港ドル (2008-2009年度)	本バウチャー・プログラムが導入される前に私立の幼稚園に入学した児童については、同様のバウチャーが提供された。

III. 米国

(1) ウィスコンシン州ミルウォーキー市

1 対象制度

ウィスコンシン州ミルウォーキー市では、1990-91 年度から、Milwaukee Parental Choice Program : MPCP (以下、MPCP) が導入された。この制度は、幼稚園から 12 年生までの学校に通う生徒を対象としている。

また、所得レベルによって学費支援が受けられ、低所得者層の生徒であっても、公立学校以外に選択肢を与えることで学校間に競争を生み出すことを意図とした制度でもある。^A

2 制度の変更点

本プログラム導入当初の制度の下では、既にプログラムに参加している生徒が継続してプログラムに参加するためには、世帯所得が連邦貧困基準の 175%以下である必要があった。

しかし 2003 年、“2003 ASSEMBLY BILL 472”により、世帯所得が連邦貧困基準の 220%以下であれば、継続して参加できるようになることを定める改正法案が提出された。^C

本法律は 2006 年から施行されている。^D

図表 2 連邦貧困基準からみた対象者の上限年収

【貧困基準の 175%以下の世帯所得の場合】

【貧困基準の 220%以下の世帯所得の場合】

新規対象者上限年収

単身世帯	\$18,729
2人世帯	\$25,211
3人世帯	\$31,693
4人世帯	\$38,175
5人世帯	\$44,657
6人世帯	\$51,139

それを超える分には 1 人につき \$6,482

対象者上限年収

単身世帯	\$23,544
2人世帯	\$31,693
3人世帯	\$39,842
4人世帯	\$47,991
5人世帯	\$56,140
6人世帯	\$64,289

それを超える分には 1 人につき \$8,149

出所：ミルウォーキー市バウチャー政策 HP

3 運用状況

3-1 生徒数、参加学校数

2008-09年度のMPCP参加人数を対象学年ごとにみたのが以下の図表である。

MPCPに参加した総生徒数は20,244人である。その生徒数をフルタイム基準で換算したFTE（Full-Time Equivalent：FTE、定義については下掲の注を参照）の値は19,538となる。^B

図表 3 対象学年ごとの生徒数

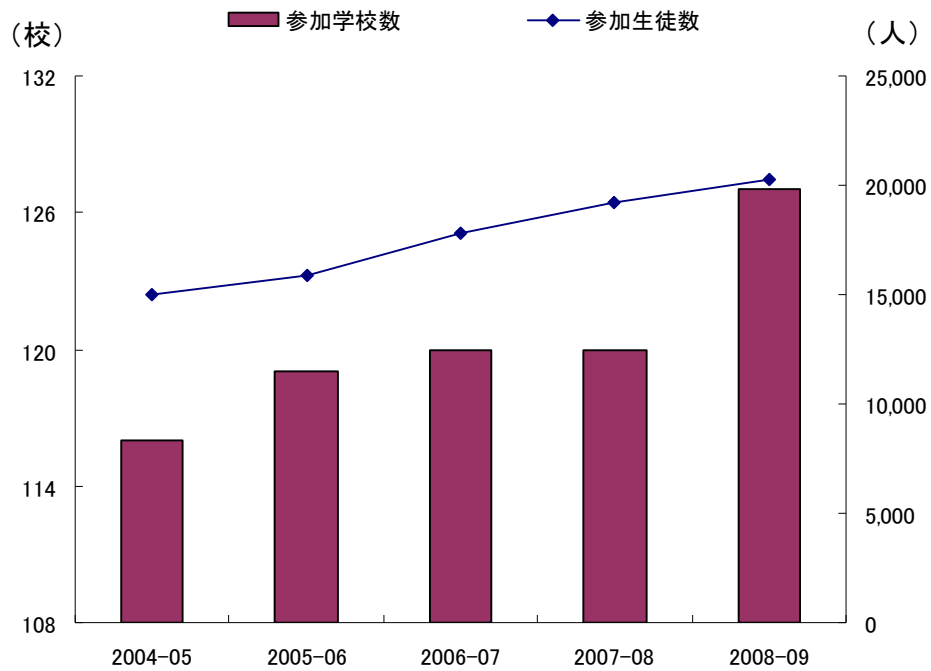
対象学年	総生徒数 (人)	フルタイム基準で 換算した生徒数の 指標(FTE)
4歳幼稚園児	1,666	960.7
5歳幼稚園児	1,794	1,793.5
1年生	1,856	1,856.0
2年生	1,804	1,804.0
3年生	1,744	1,744.0
4年生	1,632	1,632.0
5年生	1,554	1,554.0
6年生	1,583	1,583.0
7年生	1,485	1,485.0
8年生	1,377	1,377.0
9年生	1,228	1,228.0
10年生	1,012	1,012.0
11年生	845	845.0
12年生	664	664.0
合計	20,244	19,538.2

出所：ミルウォーキー市バウチャー政策 HP

注：FTEとは、フルタイムで保育もしくは教育を受ける生徒を1とした指標である。
例えば、フルタイムの半分の時間保育サービスを受ける児童のFTEは0.5となる。

2008年9月には127校の私立学校がMPCPに参加し、そのうち新規参加校は13校であった。また2008年9月の本プログラムへの参加生徒数は20,224人であった。直近の5年度間において、参加校、参加生徒共に堅調に増加している。^B

図表4 MPCP参加学校数、参加生徒数の推移



*2008-09年度は9月時点での推計

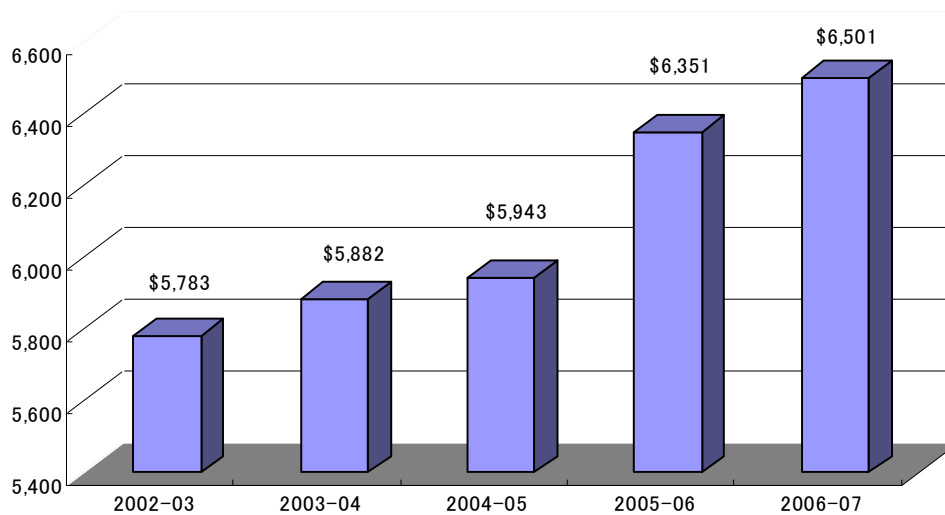
出所：ミルウォーキー市バウチャー政策 HP

3-2 支給額

生徒1人あたりに対する私立学校の運営費及び MPCP の支給額は、学校年度終了後の9月1日の Department of Public Institution (DPI) への報告の監査により決定される。監査により確定した生徒1人あたりの私立学校への運営費は、MPCP の支給額と比較され、実際の私立学校運営費が MPCP の支給額を下回った場合は、学校はその差額を州に返還しなければならない。

1人当たり支給上限額は、年々増加傾向にあり、2006-07年度は6,501ドルであった。また、2008-09年度は生徒1人あたりに対して支給上限額が引き上げられ、6,607ドルとなる予定である。^B

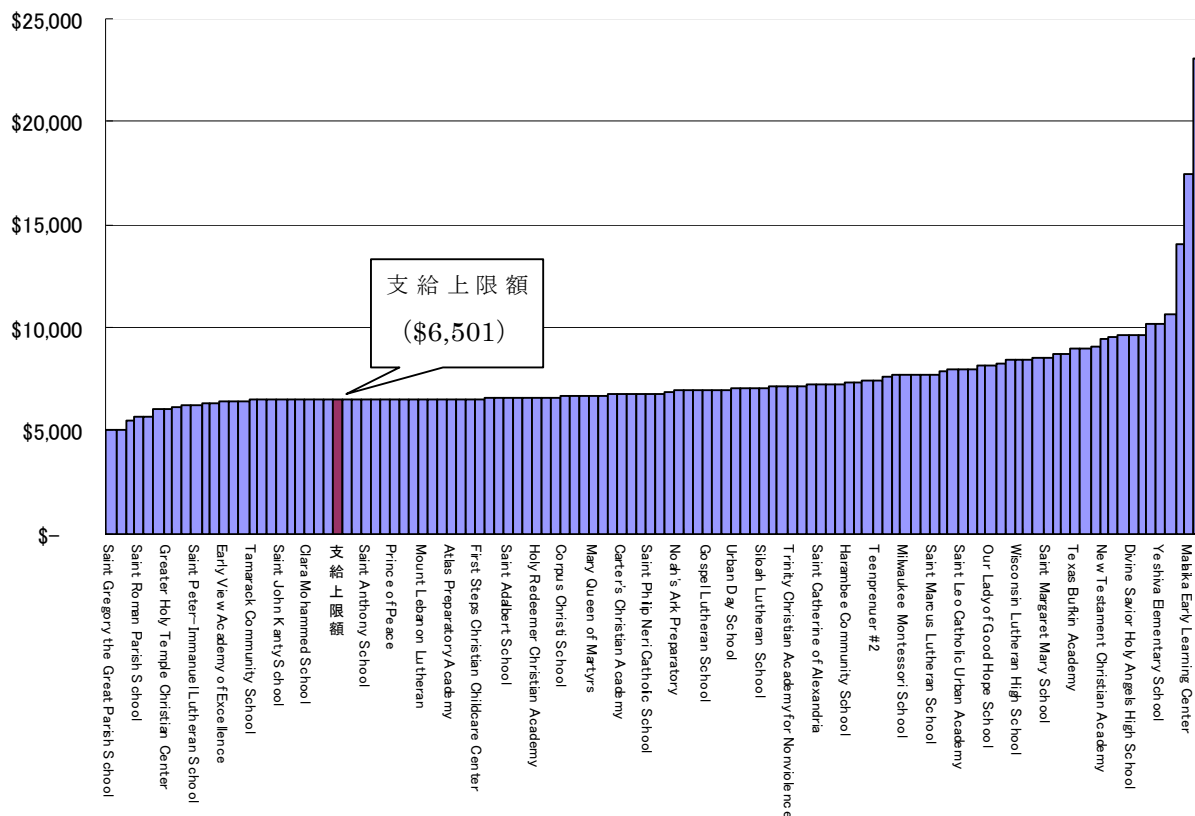
図表 5 MPCP 生徒1人当たり支給上限額の推移



出所：ミルウォーキー市バウチャー政策 HP

また 2006-07 年度、MPCP 参加校において生徒 1 人当たりが支払わなければならない費用及び 1 人当たりの MPCP の支給上限額をみると、生徒 1 人が負担しなければならない費用が、MPCP の支給上限額を上回る学校が多くみられるのが特徴的である。B

図表 6 MPCP 参加各校における生徒 1 人当たり費用 (2006-07 年度)



出所：ミルウォーキー市バウチャー政策 HP

3-3 予算

2008-09 年度の MPCP には約 20,000 人の生徒の参加が予想され、予算としておよそ 1 億 2,800 万ドルが見積もられている。B

4 出所

A : 日本総合研究所 教育バウチャーに関する調査研究報告書 平成 19 年 3 月

B : ミルウォーキー市バウチャー政策 ホームページ

<http://dpi.state.wi.us/sms/choice.html>

C : 2003 ASSEMBLY BILL 472 (MPCP に係る法律の改正法案)

D : National Conference of State Legislature ホームページ

<http://www.ncsl.org/programs/educ/schoolchoicevoucherprog.htm>

(2) オハイオ州クリーブランド市

1 対象制度

オハイオ州クリーブランド市では、前年度の世帯所得に応じて学費の支援を行っており、低所得者層に対し優先的に学費補助を行う Cleveland Scholarship and Tuition Program (以下、CSTP)が導入されている。

オハイオ州クリーブランド市のプログラムは、米国で2番目に古く、1995年クリーブランド在住で公立学校に通う生徒に、私立学校へ行く機会を選択肢として提供することを目的とし、予算関連法案に組み込まれた。1995年導入当時の対象者は幼稚園から3年生までであったが、その後、毎年1学年ずつ引上げられ、幼稚園から8年生までとなった。^A

このプログラムは、低所得者層世帯に優先的に配布され、所得に応じて学費補助額が異なる。生徒の家庭の所得が連邦貧困基準の200%以下の場合、プログラムによって学費の90%が補助され、学費の家庭負担分は10%となる。また、連邦貧困基準の200%以上の場合、プログラムによる補助率が75%、生徒負担率が25%となる。州は、限度額の範囲内で私立学校授業料の75~90%を負担する。^B

2 制度の変更点

2009-10年度からは、一度CSTPに参加した生徒は、クリーブランド市に在住する限り12年生までこのプログラムを更新することができるようになった。

また、オハイオ州教育局は、2009年1月よりWebシステムでの申請を開始しており、オンラインの情報によりプログラムの申請が可能となっている。^B

3 運用状況

3-1 生徒数、参加学校数

CSTPに参加している生徒の総数は以下の通りである。

図表 7 CSTP 参加生徒総数


	CSTP生徒総数(人)
1996-1997年度	1,994
1997-1998年度	2,914
1998-1999年度	3,674
1999-2000年度	3,406
2000-2001年度	3,797
2001-2002年度	4,523
2002-2003年度	5,278
2003-2004年度	5,887
2004-2005年度	5,675

※ 2005-06 年度以降のデータなし

出所：schoolchoiceinfo.org

また、2009-10 年度のプログラム参加私立学校は、42 校である。生徒がすでに私立学校に通っていてもこのプログラムに参加すれば学費補助を受けることができる。

図表 8 2009-10 年度参加私立学校リスト

 **Cleveland Scholarship Participating Private (nonpublic) Schools**

Below is the list of private schools that have registered to participate in the Cleveland Scholarship program for the 2009-2010 school year.
Eligible families interested in applying for a Cleveland Scholarship can immediately use this list to select a participating private school. Interested families should directly contact the school of their choice to apply for admission.
The Cleveland Scholarship application is an online process and participating private school staff members have access to the system.

Country	Building Name	Grades	Address	City	Phone	Web Address
Cuyahoga	Al Ihsan Islamic School	K-12	4600 Rocky River Dr	Cleveland	(216) 676-5006	
Cuyahoga	Archbishop Lyke-St Henry Campus	K-4	18230 Harvard Ave	Cleveland	(216) 991-9644	http://www.spiritservices.org/archbishoplyke
Cuyahoga	Archbishop Lyke-St Timothy Cam	5-8	4351 E 131st St	Garfield Heights	(216) 581-3517	http://www.spiritservices.org/archbishoplyke
Cuyahoga	Benedictine	9-12	2900 Martin Luther King Jr Dr	Cleveland	(216) 421-2080	http://www.cbhs.net/home.htm
Cuyahoga	Birchwood	1-8	4370 W 140th St	Cleveland	(216) 251-2321	
Cuyahoga	Cleveland Central Catholic	9-12	6550 Baxter Ave	Cleveland	(216) 441-4700	http://www.centralcatholiccs.org
Cuyahoga	Holy Name	K-8	8328 Broadway Ave	Cleveland	(216) 341-0084	http://www.lesca.org/holyname
Cuyahoga	Immaculate Conception	K-8	4129 Superior Ave	Cleveland	(216) 361-1883	http://www.lesca.org/immaculateconceptioncleveland
Cuyahoga	Luther Memorial	K-8	8607 Sauer Ave	Cleveland	(216) 631-3640	
Cuyahoga	Metro Catholic Parish	P,K-8	1910 W 54th St	Cleveland	(216) 631-5733	http://www.metrocatholic.org/
Cuyahoga	Montessori School at Holy Rosary	K-6,P	12009 Mayfield Rd	Cleveland	(216) 421-0700	
Cuyahoga	Our Lady Of Angels	K-8	3644 Rocky River Dr	Cleveland	(216) 251-6841	http://www.cleveland.catholicnet.com/school/ourladyangels
Cuyahoga	Our Lady Of Good Counsel	K-8	4419 Pearl Rd	Cleveland	(216) 741-3685	http://www.ogoodcounsel.org
Cuyahoga	Our Lady Of Mt Carmel West	P,K-8	1355 W 70th St	Cleveland	(216) 281-7146	http://www.spiritservices.org/olms/index.html(West)
Cuyahoga	Our Lady Of Peace	K-8	12406 Buckingham Ave	Cleveland	(216) 795-7161	http://www.lesca.org/ourladyofpeace
Cuyahoga	Ramah Junior Academy	K-10	4770 Lee Rd	Cleveland	(216) 581-2626	http://www.ramahjunioracademy.org
Cuyahoga	Saint Martin de Porres High School	9-12	6111 Lausche Ave	Cleveland	(216) 881-1689	http://www.saintmartincleveland.org
Cuyahoga	St Adalbert	P,K-8	2345 E 83rd St	Cleveland	(216) 881-6250	http://www.cleveland.catholicnet.com/parish/stadalbert-44104
Cuyahoga	St Agatha-St Aloysius	K-8	640 Lakeview Rd	Cleveland	(216) 451-2050	http://www.lesca.org/stagatal
Cuyahoga	St Francis	K-8	7206 Myron Ave	Cleveland	(216) 361-4858	http://www.spiritservices.org/francis/index.htm
Cuyahoga	St Ignatius	K-8	10205 Lorain Ave	Cleveland	(216) 671-0535	http://www.spiritservices.org/ignatius/index.html
Cuyahoga	St Ignatius	9-12	1911 W 30th St	Cleveland	(216) 651-0222	http://www.ignatius.edu
Cuyahoga	St Jerome	K-8	15100 Lake Shore Blvd	Cleveland	(216) 486-3587	http://www.cleveland.catholicnet.com/school/stjerome/
Cuyahoga	St John Lutheran	K-8	1027 E 176th St	Cleveland	(216) 531-8204	http://www.stjohnnottingham.org

出所：クリーブランド市 HP

3-2 支給額

2009-10年度の学費補助の支給上限額は3,450ドルであった。B

図表 9 1人当たりの支給上限額の推移

	生徒一人当たりの 支給上限額(\$)
1996-1997年度	2,250
1997-1998年度	2,250
1998-1999年度	2,250
1999-2000年度	2,250
2000-2001年度	2,250
2001-2002年度	2,250
2002-2003年度	2,250
2003-2004年度	2,700
2004-2005年度	2,700
2005-2006年度	2,700
...	...
2009-2010年度	3,450

※2006-07～2008-09年度データなし

出所：schoolchoiceinfo.org

私立学校の授業料がプログラムの支給上限額よりも高い場合、または生徒の世帯収入が連邦貧困基準の200%よりも少ない場合、その世帯は、現金で学費を支払う代わりにボランティア活動などをして費用を支払うことも可能である。

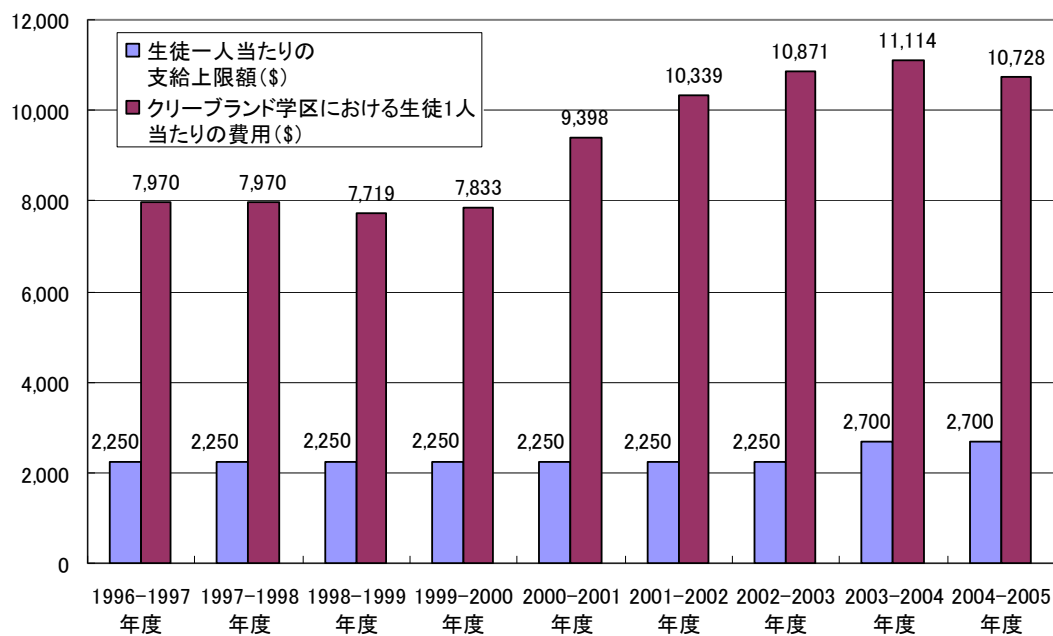
なお、2009-10年度の連邦貧困基準の200%の額は、以下のように定められている。B

図表 10 連邦貧困基準の200%の額

家庭の 人数	最低貧困基準の 200%の額
1人	\$20,800
2人	\$28,000
3人	\$35,200
4人	\$42,400
5人	\$49,600
6人	\$56,800
7人	\$64,000
8人	\$71,200
9人～	1人増えるごとに \$7,200ドルずつ上乗せ

生徒1人当たりの支給上限額と費用の推移をみると、クリーブランド学区における生徒1人当たりの費用の増加により、2003-04年度からCSTPの支給限度額も増額されている。

図表 11 生徒1人当たりの支給上限額と費用の推移

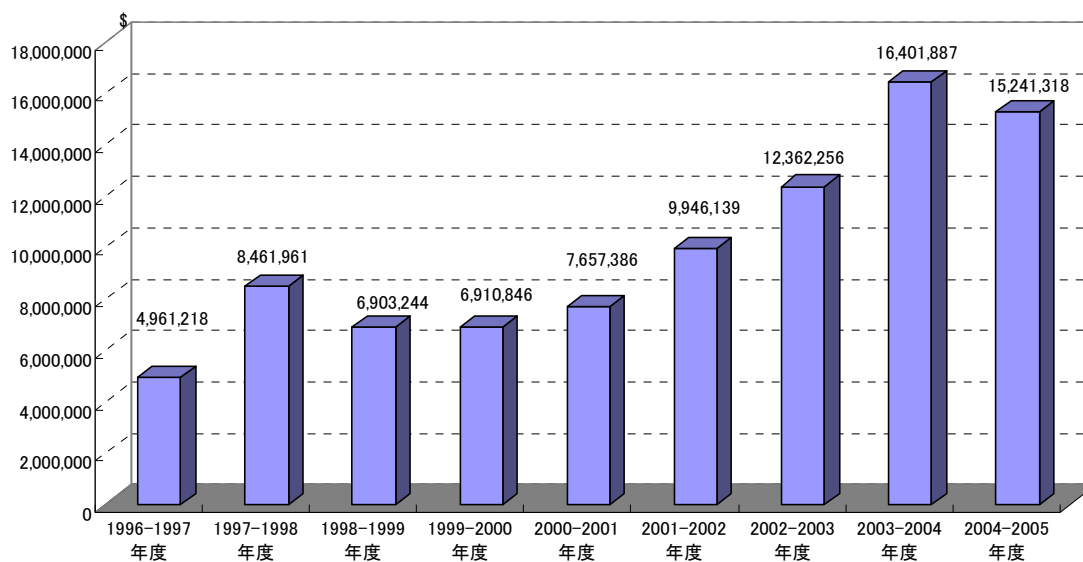


※ 2004-05年度以降のデータなし

出所：schoolchoiceinfo.org

また、年間の CSTP 支給総額の推移は、以下の通り。CSTP の支給限度額の増額にあわせて、CSTP 支給総額も増加している。

図表 12 年間 CSTP 支給総額の推移



※2004-05 年度以降のデータなし

出所 : schoolchoiceinfo.org

4 出所

A : 日本総合研究所 教育バウチャーに関する調査研究報告書 2005 年 3 月

B : クリーブランド市バウチャー政策

<http://www.ode.state.oh.us/GD/Templates/Pages/ODE/ODEPrimary.aspx?page=2&TopicRelationID=672>

C : schoolchoiceinfo.org

http://schoolchoiceinfo.org/facts/index.cfm?ftp_id=5&fl_id=2

(3) ワシントン DC

1 対象制度

1-1 制度の概要

アメリカ ワシントン DC では、2004 年 9 月から公的な教育バウチャー制度である DC Opportunity Scholarship Program の運用が始まった。本プログラムを運営しているのは、ワシントン奨学金基金 (Washington Scholarship Fund : WSF) という NPO 機関であり、プログラム導入当初から一貫して本プログラムの運営を担当している。

1-2 バウチャー制度導入の目的

本プログラムは、ワシントン D.C.の私立学校に通う生徒を対象に、奨学金の形態で低所得の家庭に真の学校選択を提供することを目的としている。本プログラムを活用することで、低所得家庭の生徒でも私立学校に通うチャンスを楽しむことができる。A

1-3 バウチャー制度の利用対象と内容

本プログラムを利用するためには、以下の要件を満たさなければならない。B

1. ワシントン D.C.に居住していること
2. 生徒が現在、公立学校もしくは特別認可学校に在学しており、バウチャー受領後に、本プログラムに参加している私立学校に通学する予定であること。
3. 現在、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の生徒であること
(なお、本プログラムへの参加校は、ワシントン奨学金基金のホームページで確認することが出来る。C)
4. 家計収入が、連邦貧困基準の 185%以下であること。

なお家族に人数による、対象者の年収上限額は以下の通り。

図表 13 奨学金受領のための家計収入上限表 (2008 年度)

家庭の人数	収入上限額
2	\$26,955
3	\$33,874
4	\$40,793
5	\$47,712
6	\$54,631
7	\$61,550
8	\$68,469

出所 : Washington Scholarship Fund HP

また、各家庭は毎年、上記の基準を満たすことを証明するために申請を行わなければならない。

申請が受理されると、各家庭は、ワシントン D.C.の私立学校に通うための学費として、1人当たり 7,500 ドルを受け取ることが出来る。B

1-4 申請方法

申請先はワシントン奨学金基金である。申請に必要な書類（所得証明書や子供が学校に通っていることを証明するドキュメントなど。詳細はワシントン奨学金基金ホームページで確認可能）を本機関に提出し、審査を受けることで、バウチャーを受け取ることが出来る。

2 制度の変更点

本プログラムは、2003年に制定された D.C. School Choice Incentive Act により規定された5年間のパイロット・プログラムである。つまり、法律上は、実施期間が2004年から2009年に限定されていた。しかし2008年に、連邦上院議会及び下院議会の歳出委員会が、本プログラムを2010年まで1年間延長することに合意しており、本合意が議会を通過する見込みである。2010年以降も本制度の運営が継続されるかは決まっていない。A

3 運用状況

3-1 参加校数

2008-2009年の本プログラム開始以来、参加校数は53校であり、本プログラムの参加校の数は2004-2005年から変動していない。C,D

3-2 生徒数

2008-2009年において、1715人以上の児童、生徒が本プログラムを活用し、ワシントン D.C.の53の本プログラム参加校のうち、49の私立学校に通学している。A

2004-2005年においては、受給者数は1,017人であったので、ここ4年で受給者数は増加していることが分かる。D

4 出所

A : Washington Scholarship Fund ホームページ、プログラムの説明部分

<http://www.washingtonscholarshipfund.org/programs/index.html>

B : Washington Scholarship Fund ホームページ、出願情報

<http://www.washingtonscholarshipfund.org/programs/opportunity/index.html>

C : Washington Scholarship Fund ホームページ、プログラム参加校リスト

<http://www.washingtonscholarshipfund.org/PDF/schoollist.pdf>

D : 日本総合研究所 教育バウチャーに関する調査研究報告書 2005年3月

(4) フロリダ州

1 対象制度

フロリダ州では、パフォーマンスの悪い学校に通う生徒が、他の学校に転校する機会を与える「A+ Opportunity Scholarship Program : A プラス機会奨学金プログラム (以下、A+OSP)」と、障害をもつ生徒のための「Mckay Scholarships Program : マッケイ奨学金制度 (以下、マッケイ奨学金制度)」がある。

1-1 A+ Opportunity Scholarship Program (A+OSP)

A+OSP 導入の背景には、Jeb Bush 州知事政権が提案した教育プラン「The Bush-Brogan A+ Plan for Education」がある。1年間学習したものについて、生徒は1年分に相当する知識を身につけるべきであるという理念により、これらを具現化するため、学校の情報開示、学校評価、教員の訓練などが掲げられ、落ちこぼれを作らないための仕組みが提案された。1999年から行われている「A+ 教育計画 (A+ Education Plan)」の一環として「A+OSP」に関する法律が成立した。

本制度は、フロリダ州教育省の学校評価において、4年間に2年以上、学校パフォーマンスが「落第 (F クラス)」であると診断された学校に対し、別の公立学校あるいは私立学校に転校する機会を与えるための制度である。^A

1-2 Mckay Scholarships Program (マッケイ奨学金制度)

マッケイ奨学金制度は、障害を持つ子どもに対する奨学金制度であり、障害を持つ生徒とその親 (保護者) がその障害を持つ生徒にとって一番よい学習環境を選択する機会を提供している。

対象は、個別教育計画 (IEP: Individual Educational Plan) に基づくサービスを受ける障害のある者で、就学前教育段階 (第 Pre-K 学年あるいは第 K 学年) から第 12 学年の児童・生徒のうち以前、公立学校に在学し、在学中に同制度への申請を行った者となる。

マッケイ奨学金制度ができる以前の「例外的生徒教育 (特別支援教育) (Exceptional Student Education(ESE)) 制度」の際は、学校の教員や行政が適用の可否を決定していた。

しかし、マッケイ奨学金制度に移行してからは親に学校選択権が与えられた点に違いがある。^A

2 制度の変更点

2-1 A+ Opportunity Scholarship Program (A+OSP) の変更点

2006年1月5日、フロリダ州最高裁は、同州で実施されている教育バウチャー制度について、均質な公立学校制度の確立を州の義務として定めた同州憲法に反するとして、私立学校に対する「Private School Option of the Opportunity Scholarship Program」違憲判決を下した。同州の教育バウチャー制度は、1999年の導入直後から教員団体等により提訴され、裁判は一審判決、控訴、差し戻し審理と二転三転してきた。^B

最高裁の違憲判決により、パフォーマンスの悪い公立学校に通っている生徒が私立学校に転校することができなくなる。なお、パフォーマンスの悪い公立学校から、パフォーマンスの良い公立学校に転校することは今まで通り可能である。^C

2-2 McKay Scholarships Program (マッケイ奨学金制度)

2006年度以降、特に制度上の変更点は存在しない。

3 運用状況

3-1 A+ Opportunity Scholarship Program (A+OSP)

3-1-1 私立学校の状況 (1999年～2006年 (廃止))

(1) 参加校数、参加生徒数

最高裁判所による違憲判決により廃止された、私立学校に対してのA+OSPについて、導入された1999年から廃止される2006年までの私立学校数、生徒数の推移は以下の通りである。

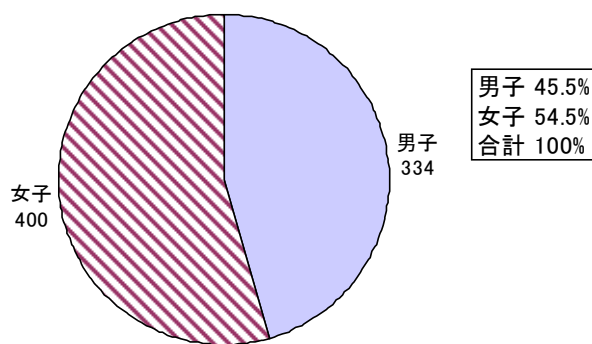
図表 14 A+OSP 参加私立学校・生徒数推移

年度	参加私立校	参加私立校に 転校した生徒数(人)
1999-2000	5	57
2000-2001	5	51
2001-2002	5	47
2002-2003	27	556
2003-2004	37	640
2004-2005	45	763
2005-2006	56	734

出所：フロリダ教育省 四半期レポート 2006年

2005-2006 年度に私立学校に転校した生徒（734 人）の内訳は以下の通り。
性別で見ると、男性が 45.5%であった。D

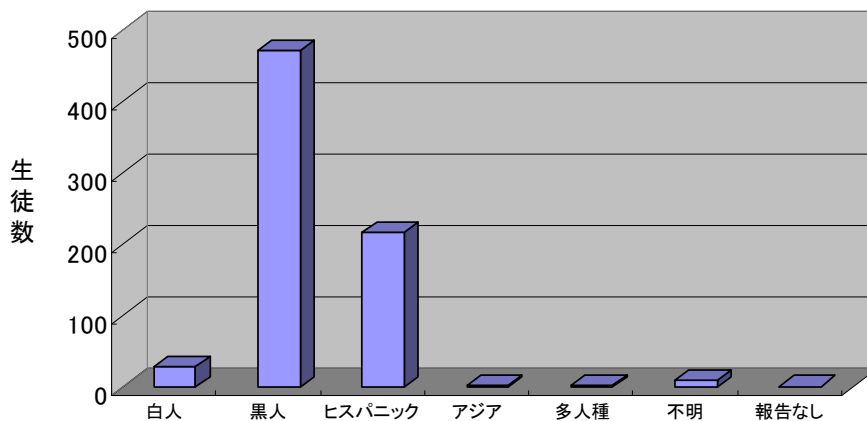
図表 15 2005-2006 年度生徒の性別 (n=734)



出所：フロリダ教育省 四半期レポート 2006 年

属性別で見ると、黒人層の生徒が 472 人で最も多く、ついでヒスパニック層の生徒が 217 人であった。D

図表 16 2005-2006 年度生徒の属性 (n=734)

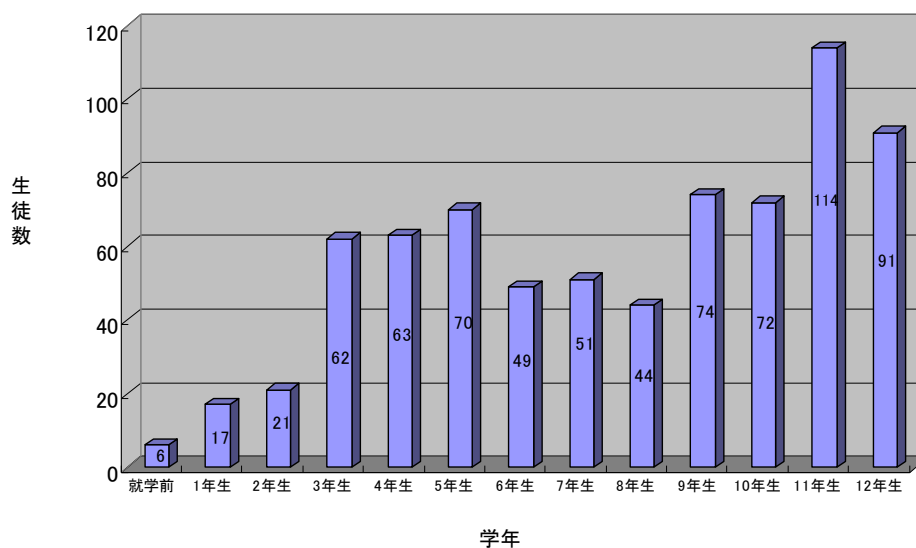


人種属性

出所：フロリダ教育省 四半期レポート 2006 年

学年別にみると、11年生・12年生に A+OSP を利用する生徒が多い。

図表 17 2005-2006 年度生徒の学年別 (n=734)



出所：フロリダ教育省 四半期レポート 2006 年

なお、2007-08 年度、1,304 人の生徒が A+OSP の私立学校への転校を出願していた。

(2) 支給額

私立学校に転校する生徒 1 人当たりの平均支給額、年間総支給額は以下の通りであった。

図表 18 A+OSP 生徒 1 人当たりの支給額・総支給額推移

年度	生徒 1 人当たりの平均支給額	年間総支給額
1999-2000	3,074	175,205
2000-2001	3,469	176,900
2001-2002	3,308	155,494
2002-2003	3,702	2,058,600
2003-2004	3,980	2,546,850
2004-2005	4,098	3,126,618
2005-2006	4,206	2,982,448

(ドル)

出所：フロリダ教育省 四半期レポート 2006 年

3-1-2 公立学校の状況

(1) 参加校数、参加生徒数

2007-08 年度、1,304 人の生徒が A+OSP に参加した。

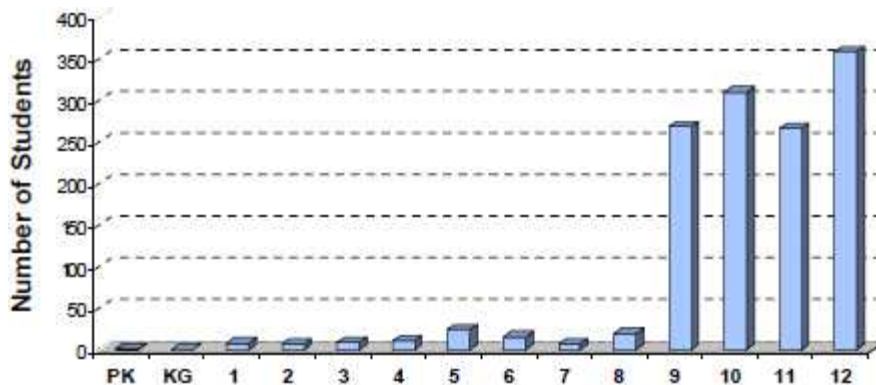
図表 19 A+OSP 参加公立学校・生徒数推移

年度	対象校	参加生徒数
2006-2007	11	1,319
2007-2008	21	1,304
2008-2009	23	*2009年夏公開

出所：フロリダ教育省 Fact sheet

参加生徒のうち、92%が 9-12 年生の生徒であった。

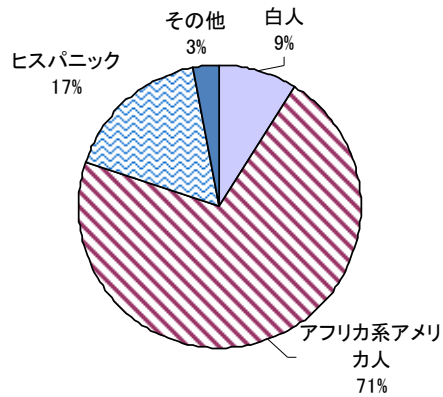
図表 20 2007-2008 年度の学年別生徒数



出所：フロリダ教育省 Fact sheet

属性別では、アフリカ系アメリカ人生徒が 71%と最も割合が高く、ついでヒスパニックの生徒が 17%であった。

図表 21 2007-2008 年度の属性別生徒数



出所：フロリダ教育省 Fact sheet

なお、2008-2009 年度に A+OSP 対象となる学校は、新年度開始前に以下のようなリストで通知される。

図表 22 2008-2009 年度に A+OSP 対象となる学校リスト

School District	School	OSP Contact
Broward	SUNLAND PARK ELEMENTARY SCHOOL DOWNTOWN ACADEMY OF TECHNOLOGY & ARTS	Leslie Brown Broward County School District (754) 321-2130 leslie.brown@browardschools.com
Collier	IMMOKALEE HIGH SCHOOL	Luis Maccou Collier County School District (239) 377-0322 maccoulu@collier.k12.fl.us
Dade	ROSA PARKS CHARTER SCHOOL HOLMES ELEMENTARY SCHOOL HOMESTEAD SENIOR HIGH SCHOOL MIAMI CAROL CITY SENIOR HIGH MIAMI CENTRAL SENIOR HIGH SCHOOL MIAMI EDISON SENIOR HIGH SCHOOL MIAMI NORLAND SENIOR HIGH SCHOOL NORTH MIAMI SENIOR HIGH SCHOOL	Michael Bell Miami-Dade County School District (305) 995-7291 mbellish@dadeschools.net
Duval	ANDREW JACKSON HIGH SCHOOL WAYMAN ACADEMY OF THE ARTS WILLIAM M. RAINES HIGH SCHOOL NATHAN B. FORREST HIGH SCHOOL	Patricia Conner Duval County School District (904) 390-2183 connerp@duvalschools.org
Escambia	GEORGE S. HALLMARK ELEMENTARY	Sandy Edwards Escambia County School District (850) 469-5327 sedwards@escambia.k12.fl.us
Gadsden	WEST GADSDEN HIGH SCHOOL	Audrey Potter Gadsden County Public School District (850) 627-1541 pottera@mail.gcps.k12.fl.us
Hillsborough	SULPHUR SPRINGS ELEMENTARY SCHOOL	Dr. Debbie Ridgers Hillsborough County School District (813) 272-4224 debbie.rodgers@sdhc.k12.fl.us
Orange	EXCEL- MIDDLE SCHOOL PROFESSIONAL ACADEMY	Evelyn Chandler Orange County School District (407) 317-3484

出所：フロリダ教育省

1999年の開始以来、A+OSPを利用する生徒は増えている。なお、1999年以降、4年生におけるアフリカ系アメリカ人生徒のリーディング力は23%から56%に上昇したと報告されている。^E

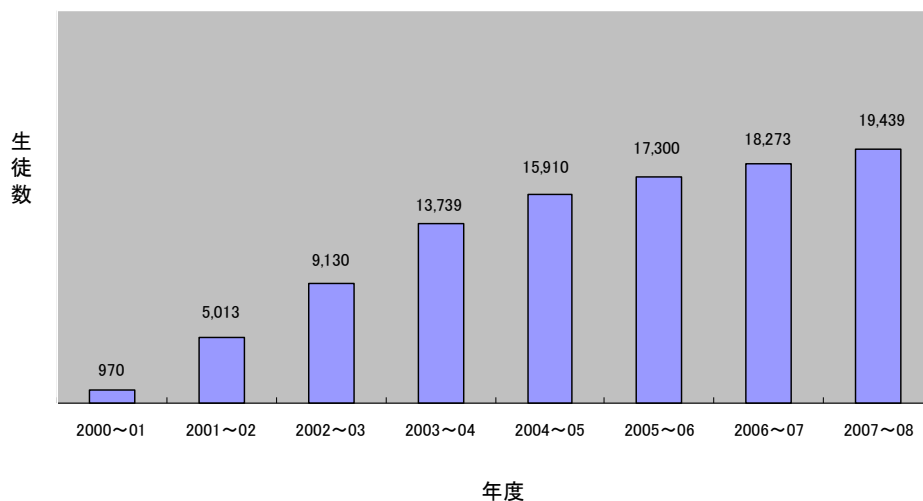
3-2 McKay Scholarships Program (マッケイ奨学金制度)

3-2-1 参加生徒数

マッケイ奨学金制度は、1999-2000年度にサラソタ郡で試行され、2000-2001年度からはフロリダ州全体に拡大された。2000-2001年度は障害のある生徒の5%を参加上限人数としたこともあり、参加者数は970人であった。^A

2007-2008年度においては、19,439人の障害のある生徒がマッケイ奨学金制度に参加している。

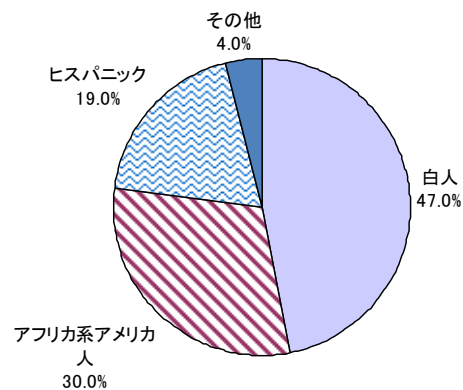
図表 23 参加生徒数の推移



出所：School Choice Options (フロリダ州教育省)

2007-08年度の参加人数について生徒の属性別にみると、マッケイ奨学金を利用するほぼ半数の生徒が白人の生徒であった。ついで、アフリカ系アメリカ人の生徒が30%、ヒスパニック系の生徒は19%であった。^E

図表 24 2007-08年度の参加生徒の属性



出所：School Choice Options (フロリダ州教育省)

2007-08年度の参加人数について学年別にみると、マッケイ奨学金を受ける生徒のうち、幼稚園から5年生までが31%、6年生から8年生は35%、9年生から12年生においては34%であった。

また、マッケイ奨学金制度を受けている3分の2が男性であった。^E

図表 25 2007-08年度の参加生徒の学年

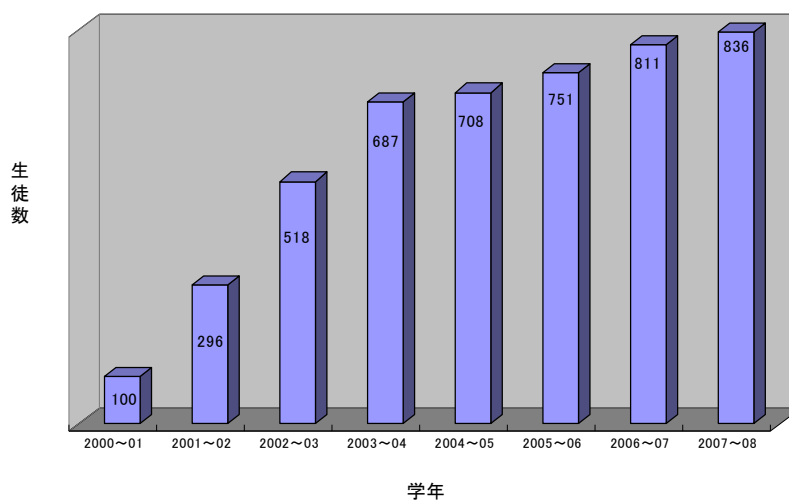
学年	生徒数	割合
K	229	1%
1	513	3%
2	791	4%
3	1211	6%
4	1533	8%
5	1736	9%
6	2394	12%
7	2373	12%
8	2076	11%
9	1985	10%
10	1850	10%
11	1572	8%
12	1176	6%
合計	19439	100%

出所：School Choice Options (フロリダ州教育省)

3-2-2 参加校数

直近の2007-08年度においては836校の私立学校がマッケイ奨学金制度に参加している。この制度への私立学校の参加は特定の法律によって定められている。^E

図表 26 私立学校の参加推移



出所：School Choice Options (フロリダ州教育省)

3-2-3 支出額

2006-07年度では、1億1910万ドルがマッケイ奨学金制度に参加した生徒に支払われている。2006-07年度に生徒1人あたりの支出金額は最低5,039ドルから最高21,907ドルで、その平均金額は7,206ドルであった。^E

4 出所

A：日本総合研究所 教育バウチャーに関する調査研究報告書 2005年3月

B：諸外国の教育の動き 2006

C：OSP fact sheet (フロリダ教育省)

http://www.floridaschoolchoice.org/Information/OSP/files/Fast_Facts_OSP.pdf

D：四半期レポート 2006/06 (フロリダ州教育省)

http://www.floridaschoolchoice.org/Information/OSP/quarterly_reports/osp_report_jun2006.pdf

E：School Choice Options (フロリダ州教育省)

http://www.floridaschoolchoice.org/pdf/School_Choice_Options.pdf

F：マッケイ奨学金

<http://www.mckaycoalition.com/>

(5) ユタ州

1 対象制度

1-1 制度の概要

ユタ州では、2007年に州内統一的バウチャー・プログラムである、“Parent Choice in Education Act”を制定した。このプログラムは、州立の小学校、中学校、高等学校に通う全ての生徒のうち、私立学校に入学もしくは転向する生徒に対し、学費（奨学金）を支給するものである。本制度により、公立学校から私立学校への生徒の移動を促すことで、公立学校の財政的な負担を軽減することが出来るとしている。^A

1-2 住民投票による反対

本制度は2007年2月に、ユタ州議会で可決された。しかしその後の2007年11月には住民投票により導入の賛否が問われることとなった。投票の結果、本制度の導入に反対と投票した人が全投票者の62%（賛成は38%）に上った。このため、本制度は現時点で導入には至っていない。^C

2 運用状況

本制度が導入されていた場合のの支給予定額、財源は以下の通り。

2-1 支給額

本制度による支給額は、州が定めたガイドラインに従い、親の収入により変動する。支給額の詳細は以下の通り。

図表 27 年間支給額

親の収入／ガイドラインの指標額	支給額(年間、ドル)
～100%	3,000
100～125%	2,750
126～150%	2,500
151～175%	2,250
176～200%	2,000
201～225%	1,750
226～250%	1,000
251%～	500

出所：H.B.148 Education Vouchers

2-2 財源

本制度の財源は、ユタ州の一般基金のうち、議会の決定によって割り当てられた専用の基金より捻出される。財源として、2008年度には930万ドル、2009年度には1,240万ドルが割り当てられる予定であった。^A

3 出所

A : National Conference of State Legislature ホームページ

<http://www.ncsl.org/programs/educ/schoolchoicevoucherprog.htm>

B : Utah State Legislature ホームページ H.B.148 Educational Vouchers

(バウチャー・プログラム実施のために制定された法案)

<http://le.utah.gov/~2007/bills/hbillenr/hb0148.pdf>

C : Fox News

<http://www.foxnews.com/story/0,2933,308936,00.html>

IV. イギリス

1 対象制度

イギリスでは、実際に教育バウチャーが発行されるわけではなく、中央政府から地方自治体や学校への補助金配布方式をとっている「教育予算配分システム (School Funding System)」が 2006 年から導入されている。

この仕組みでは、全国の小学校、中学校が対象であり、配布される補助金の一部 (学校特定交付金 (Dedicated School Grant : DSG)) は生徒人数によって決定される。また、すべての生徒に対して学校選択権が与えられている。そこで本稿では、そのような予算配分の仕組みを「教育バウチャー制度」ととらえ調査する。

1-1 制度の変遷

2005 年度までは、中央政府が査定した地方自治体への総支出額 (Total Assumed Spending) から使途限定補助金 (Ring-Fenced Grant)、特別・特定補助金 (Specific and Special Grants) を除いたものが補助金総額 (Total Formula Spending) として補助金配分方式 (Formula Spending Share : FSS) により地方自治体に配分されていた。

2006 年度以降は、中央政府から地方への教育配分方式を従来の配分方式である補助金配分方式 (Formula Spending Share : FSS) から除外し、100% 中央政府の負担による学校特定交付金 (Dedicated School Grant : DSG) を 2002 年教育法に基づき導入した。

地方政府から各学校への教育費の配分は、2006 年学校財務規制 (School Finance (England) Regulations 2006) に基づいて決定されている。^A

1-2 2006 年度以降の制度の概要

中央政府の教育特定財源である学校特定交付金 (Dedicated School Grant : DSG) は、生徒数に応じて配分されている。

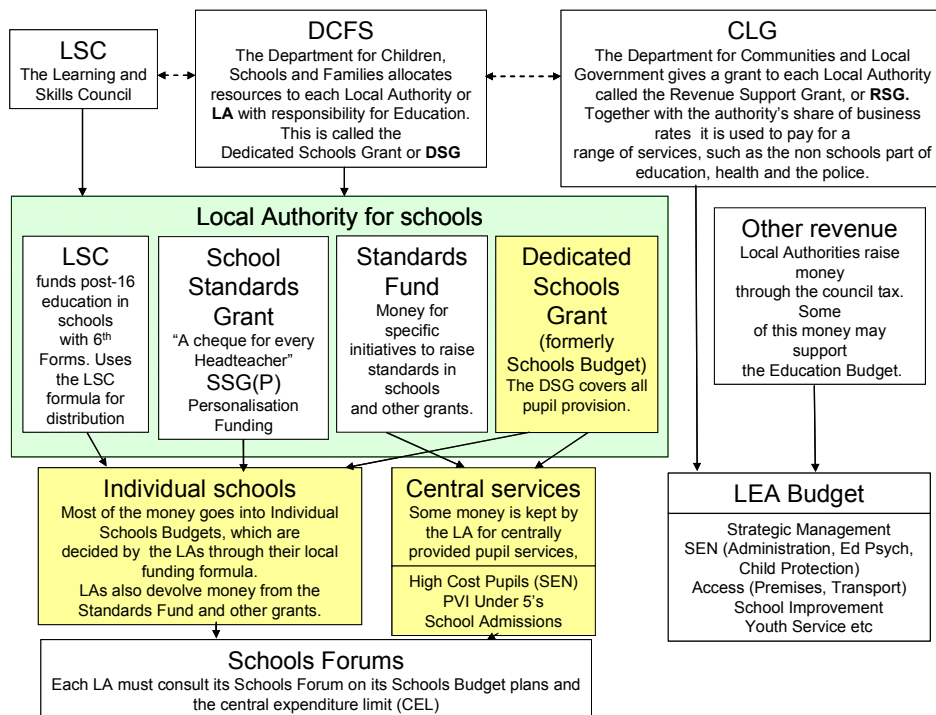
中央政府は学校特定交付金 (DSG) を地方自治体 (Local Authority) に支払い、それぞれの地方自治体の学校予算の基礎となる。前年度に配分された学校特定交付金 (DSG) により基準が決められ、その基準をもとに翌年の学校特定交付金 (DSG) が決められる。また、決定権のある地方自治体は、学校長や学校理事長を含む学校関係者と非学校関係者、監督者の少なくとも 15 人のメンバーで構成されるスクールフォーラムと共に各学校への教育予算の配分を決定する。

2 制度の変更点

2-1 予算配分プロセスの変更

2008年度以降、学校特定交付金(DSG)は、前年度の報告などから学校特定交付金(DSG)の標準値を決定し、それに基づいて地方自治体に支払われる。地方自治体は、学校特定交付金(DSG)を各学校に配分する。D

図表 28 2008年度以降の予算配分プロセス



出所 : Tachernet.gov.uk Schools Forums Conference Presentations

地方教育当局が配分する主要予算項目には以下のものがある。

- 学校特定交付金 (Dedicated Schools Grant)
- LSC
- 学校標準補助金 (SSG,SSP(P))
- 一般補助金 (Standards Fund)

【学校特定交付金 (DSG)】

- ・学校にとっての主要財源であり、すべての生徒の支援・設備等を補うために活用される。額は、生徒数に応じて配分されている。

【LSC】

- ・学習技能評議会 (Department to the Learning and Skills Council : LSC) からの補助金。

【学校標準補助金 (SSG・SSG (P))】

- ・生徒に対する委託事業などに関する補助金。学校長に小切手で支払われる。

【一般補助金 (Standards Fund)】

- ・学校や他の補助金における指導力の水準向上のための予算。

2-2 学校予算の決定権に関する変更点

2006 年以降、2002 年教育法において地方教育当局 (LEA) と各学校の対話機会を増やすことを目的とし、各地方教育当局 (LEA) にスクールフォーラムを設けることが求められていた。新しい教育予算配分システムの導入にあたりスクールフォーラムは、学校と地方教育当局 (LEA) の予算配分に決定権が与えられた。また、スクールフォーラムには、国を通じた効果的なパートナーシップを求められている。^c

3 運用状況

3-1 学校特定交付金 (DSG) の額

2006-07 年度から 2007-08 年度における、学校特定交付金 (DSG) 総額及び総生徒数、生徒 1 人当たりの補助額は以下の通りである。^d

図表 29 学校特定交付金 (DSG) 最終配分総額

年度	DSG最終配分総額
2006-07年度	26,573.838
2007-08年度	28,031.554

(百万ポンド)

出所 : The Department for Children, Schools and Families
Summary DSG allocations updated FINAL 230707

図表 30 学校特定交付金 (DSG) 生徒総数・1 人当たりの DSG

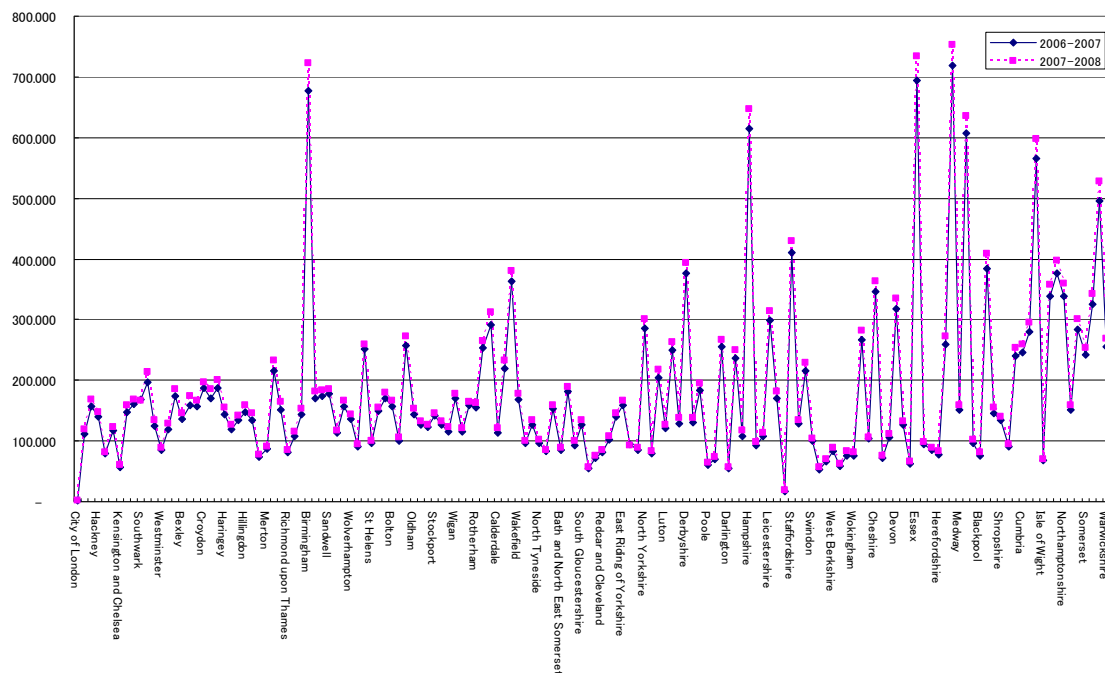
年度	DSG生徒総数(人)	一人当たりのDSG(ポンド)
2006-07年度	7,293,962	3,643.265
2007-08年度	7,210,490	3,887.608

出所 : The Department for Children, Schools and Families
Summary DSG allocations updated FINAL 230707

3-2 地域別学校特定交付金 (DSG) の額

地域別に学校特定交付金 (DSG) の推移をみると、どの地域においても、2007-08 年度は増額されている。

図表 31 地域別学校特定交付金 (DSG) 総額の推移



出所 : The Department for Children, Schools and Families
Summary DSG allocations updated FINAL 230707

4 出所

A : 日本総合研究所 教育バウチャーに関する調査研究報告書 平成 19 年

B : The Department for Children, Schools and Families
REVIEW OF THE SCHOOL FUNDING SYSTEM FOR 2008-09 AND BEYOND

C : The Department for Children, Schools and Families
<http://www.dcsf.gov.uk/index.htm>

D : Tachernet.gov.uk
<http://www.teachernet.gov.uk/>

V. オランダ

1 対象制度

オランダでは、1848年、憲法に「教育の自由」(Freedom of education)が規定され、政府による監督と適切な教員の任命を条件に全ての人に対する学校運営の自由を定められた。さらに、1917年の憲法改正により公立学校と私立学校間の政府補助金の平等の原則が規制され、その後公立学校と私立学校への全額国庫補助が認められることとなった。^A

政府は、義務教育を受ける全生徒を対象に補助金を交付している。また、国から学校への補助金額は生徒数に応じて決定され、公立学校も私立学校も同等の基準で補助額が配分される。学校側が10月1日に登録されている生徒数を報告し、それを基に翌年度分の補助金額が確定する。本稿では、政府が義務教育を受ける生徒1人あたりに応じて各学校(公立学校、私立学校)に配分する補助金を教育バウチャー制度ととらえ調査する。

2 制度の変更点

2-1 義務教育期間の変更

2006年以降の変更点として、教育バウチャー制度の対象範囲である義務教育期間に変更があった。

オランダでは、憲法23条で「教育の自由」により、全ての学校が、同じ財政支援を受けることが定められている。また、義務教育法(Compulsory Education Act (1969))により、5歳から学校に通うことを義務付けた全日制の義務教育への参加が認められている。

2006-07年度から2007-08年度にかけて義務教育の対象期間に変更があった。2006-07年度以前は、16歳となる学年終了まで全日制の学校に通い、その後、全日制の学校に通わない子どもたちは、17歳を迎えるまで、部分的義務教育、即ち1週間に2度の授業等の教育機会に参加する義務があった。しかし、義務教育の延長について議論された結果、2006-07年度以降は、そうした生徒たちは、この部分的義務教育を18歳を迎えるまで受けなければならないこととなった。^B

2-2 包括的補助金(Block grant fund)の導入

2006年以前、初等教育への補助金は教職員の人件費と維持管理費(教材や設備費等)に分けられていた。

だが、2006年8月より、予算から人件費や維持管理費等を含む学校の総費用に対する補助金として包括的補助金(Block grant fund)が導入された。この補助金の目的は、小学校等により自由な支出項目を与えることである。学校がこれらの補助金をどのように配分するか自由に決定することができる。包括的補助金(Block grant fund)の特徴を以下に記した。

^C

- ・ 10月1日時点報告された生徒数により、翌年の教育予算（補助金）が算出される。
- ・ 予算配分を算出する際、経験年数の多い人材には、教員スタッフの平均年齢を加味して通常より多く支払われる。
- ・ この予算は、人件費と運営管理費を分けない。したがって、学校が新しい教員や新しい教材等に補助金を使うかどうかを決定することができる。
- ・ 補助金は学校ごとに算出されるが、政府の管理のもと、学校ごとの総額を配分する教育委員会（school board）に支払われる。

3 運用状況

3-1 学校数

オランダには市町村が設立・運営する公立学校と、財団や宗教団体等の非営利団体が設置管理者となる私立学校とがある。このうち、全ての公立学校とほとんどの私立学校が国からの補助金の対象となっている。また、政府の定めた取り決めや枠組みに従わず、民間基金で運営される純粋な私立学校（主にインターナショナル・スクールやアメリカン・スクール）が僅かながら存在する。^A

学校数の推移は、以下の通り。

図表 32 学校数の推移

【初等教育】

	2004年度	2005年度	2006年度
施設数(校)	7,625	7,602	7,572
公立(%)	33	33	33
プロテスタント	30	30	30
ローマンカトリック	30	30	30
その他の宗派	7	7	7

【中等教育】

	2004年度	2005年度	2006年度
施設数(校)	657	655	652
公立(%)	29	29	29
プロテスタント	22	22	22
ローマンカトリック	25	24	25
私立	13	13	14
その他の宗派	11	11	10

出所：オランダ教育・文化・科学省（2007）Education Systems in the Netherlands

3-2 生徒数

生徒数の推移をみると、2006年度に初等教育を受ける全生徒数は1,658,300人、統合教育校（健常者と障害者が区別無く教育を受けることが出来る学校）における中等教育を受ける生徒数は946,000人であった。

図表 33 小学校の生徒数（全体）の推移

2004年度	2005年度	2006年度
1,656,200	1,657,900	1,658,300

 (人)

出所：オランダ教育・文化・科学省（2007）

「Education Systems in the Netherlands」

図表 34 中等教育を受ける生徒数（統合教育校のみ）の推移

2004年度	2005年度	2006年度
934,900	939,800	946,000

 (人)

出所：オランダ教育・文化・科学省（2007）

「Education Systems in the Netherlands」

また、生徒1人あたりに対する支出は以下の通りであった。

図表 35 政府の生徒1人あたりに対する支出推移

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
初等教育	4,130	4,360	4,490	4,700	4,940
中等教育	5,600	5,760	5,840	6,130	6,260

 (€)

出所：オランダ教育・文化・科学省（2007）

「Education Systems in the Netherlands」

3-3 支出額

2006 年度、政府が初等教育に対して支払った補助金総額は、8.3 億ユーロ、また、中等教育に対して支払った補助金総額は 5.7 億ユーロであった。^{1C}

4 出所

A : 日本総合研究所 教育バウチャーに関する調査研究報告書 平成 19 年 3 月

B : Education Systems in the Netherlands (教育・文化・科学省 2007)

http://www.minocw.nl/documenten/en_2006_2007.pdf

C : オランダ教育・文化・科学省 Keyfigure2002-2006

http://www.minocw.nl/documenten/KEYFIGURES2002_2006.pdf

¹ なお、政府から直接支払われる補助金だけではなく、自治体を通して間接的に支払われる補助金も存在する。

VI. ニュージーランド

1 対象制度

1-1 制度の概要

ニュージーランドでは、バウチャーが直接供給されることはないが、学校選択性の自由化及び学校予算を生徒数に対応させて配分する学校運営費補助 (Operational Funding) など、教育バウチャー制度とほぼ類似する制度を採用している。

1-2 沿革

ニュージーランドにおいては、1988年、当時の労働党政権によって「明日の学校」(Tomorrow's School) 計画がスタートした。これは、当初の中央集権的・計画経済的な教育制度を分権的・市場経済的な方向に徹底的に改めるという志向性を持った、包括的な教育改革パッケージであった。そのスローガンは、「全ての生徒に質の高い教育を」というものであった。この教育改革の一環として、学校選択の自由化及び学校予算を生徒数に合わせて配分するシステムが導入されることとなった。^A

学校の自由選択制度は、1990年に導入された。当初は学区内に限り、応募数が定員数を超えた学校が、抽選で生徒を選ぶことが出来るシステムであった。翌1991年の教育改正法により学区が廃止され、学区内外のどの学校からでも、応募数が定員を超えている学校は、独自の基準に基づいて生徒を選ぶことが出来るようになった。しかし、2000年の教育改正法により、廃止された学区が再度指定されることとなり、学区外から入学を希望する生徒に対しては、優先条件をつけて入学許可を与えることとなった。^A

1-3 制度の特徴

1-3-1 学校選択に関する特徴

児童・生徒の通学希望は完全に自由であり、選択対象にはカトリック系などの私立学校も含まれる。また、収容定員までは希望者は全員入学でき、定員が超過した場合には、地域性や兄弟姉妹の通学状況などによる選別が行われる。^A

1-3-2 学校運営費補助に関する特徴

学校運営費補助は、全国の小学校、中学校、高等学校のうち、全ての公立学校と統合学校(もとは私立学校であったが、後に国のシステムに組み入れられた学校)及び一部の独立学校(私立学校)が対象となる。学校教育費補助は、人件費補助と運営費補助に二分して配分される。人件費補助額は生徒数と教師・生徒数比率のガイドラインに基づき、各学校の雇用政策と教員組合の要求とをすり合わせて決定される。各学校には、教員採用数に裁量余地が認められる。

一方運営費補助額は、生徒数に応じて配分される。加えて、学校の特性や少数民族(マオリ)に属する生徒数に応じて調整される。また生徒数対応部分は、都市部では小規模校に対

して比率が大きくなるように設定している。A

2 制度の変更点

運営費補助額については、2008年に、年間3,900万ニュージーランドドルの運営費補助が増額された^B。これは制度の変更に伴うものではなく、各学校の生徒数の変動に伴うものである。運営費補助の増額により、生徒の学習ニーズを満たすべく、柔軟性をもたらすことが期待されている。

一方で、教育省が作成した「学校運営費補助の再検討(the Review of School's Operational Funding)」では、情報通信技術 (Information and Communication Technologies : ICT) を効果的に用いることは、21世紀において、全ての生徒にとって教育適正化を向上させる鍵であると位置づけている。このため、2006年から2010年にかけて、ICTに充てるための運営費補助を充実させることを計画している^C。

3 運用状況

3-1 運営費補助 (Operational Funding) 額の近年の推移

ニュージーランド政府は2008年から、運営費補助が年間3900万ニュージーランドドル増額となると発表した。

前年度と比較すると、2008年1月から、運営費補助制度の主要項目に関して約4.0%増額されている。更に、州立学校及び統合学校の全てが追加資金を受け取ることとしている。

その内訳でも、総額では、ほとんどの構成費目が前年度比で4%増加している。全ての学校が受け取ることができ、かつ1校当たりでも4%増加している補助は以下の通りである^B。

- 基礎補助 (Base Funding) :
学校運営に関わる固定費及び小規模校における規模の経済欠損分補助。学生数に応じて配分される。
- 生徒1人当たり補助 (Per-pupil Funding) :
学校運営費全般。補助における4区分に分けた、生徒1人当たり補償額。学生数に応じて配分される。
- 十分位関連補助 (Decile related Funding) :
教育省の認定により各学校に付けられる、10段階の社会経済的ステータスに応じて配分される補助金。具体的には、「教育達成に対する特別補助 (Targeted Funding for Educational Achievement : TFEA)」と呼ばれる、困難な社会経済的状況を乗り越えるために支給される補助がこれに該当する。

また、全ての学校が受け取ることが出来るが、1校当たりでは必ずしも4%の増加にならない補助は以下の通りである。

- ・ 光熱費 (Heat, Light and Water) :
燃料、水道費用。消費量に応じて全校に支給される。
- ・ 学校理事会選挙費用 (Board of Trustee Election) :
学校の理事を選出する選挙に必要な費用。必要額に応じて全校に支給される。

さらに、総額では4%増加しているが、全ての学校が受け取れるわけではない補助費目は以下の通りである。

- ・ 孤立校特別補助 (Targeted Funding of Isolation : TFI) :
孤立校となった結果生じた追加コストを補償する費用。孤立校に支給される。
- ・ 中等・高等学校資格資金 (Secondary Tertiary Entitlement Resource : STAR) :
高学年の生徒が受講する科目におけるプログラム補助。11～15年生のいる学校に支給される。
- ・ 管理費補助、交通費補助 (Administration and travel grants for resource teachers) :
付属教員関連の費用。RTL B クラスター校 (特殊技能を持つ付属教師がいる学校) に支給される。
- ・ 放課後の音楽・美術授業費 (Administration grant for out of hours music and art classes) :
放課後、1～8年生向けに音楽・美術の授業を行っている学校に対する扶助。当該科目の時間数に応じて支給される。
- ・ 教育達成国家資格補助金 (National Certificate of Educational Achievement Grant : NCEA Grant) :
教育達成のための国家資格に関する費用補助。11～15年生のいる学校に支給される。

2008年及び2009年における、基礎補助及び生徒1人当たり補助の額は以下の通りである。

図表 36 1校あたりの基礎補助額

●基礎補助（単位：ニュージーランドドル）

1. 小学校（1年生～6年生）

生徒数	2008年	2009年
～25人	23,815.02	24,553.29
26～150人	22,523.78	23,222.02
151～250人	9,079.41～22,523.78	9,360.87～23,222.02
251～350人	9,079.41	9,360.87
351～403人	2288.21～9079.41	2359.14～9360.87
404人～	2,288.21	2,359.14

2. 中学校（7年生～8年生）

生徒数	2008年	2009年
～300人	46,323.75	47,759.79
301～527人	2,769.67～46,323.75	2,855.53～47,759.79
528人～	2,769.67	2,855.53

3. 4年制高等学校（9年生～13年生以上）

生徒数	2008年	2009年
～300人	115,254.60	118,827.49
301～600人	102,449.88～115,254.60	105,625.83～118,827.49
601～900人	51,231.02～102,449.88	52,189.18～105,625.83
901～1226人	2,538.19～51,231.02	2,616.87～52,819.18
1227人～	2,538.19	2,616.87

4. 6年制高等学校（7年生～13年生以上）

生徒数	2008年	2009年
～375人	140,862.77	145,229.52
376～480人	107,571.28～140,862.77	110,905.99～145,229.52
481～600人	102,449.88～107,571.28	105,625.83～110,905.99
601～900人	51,231.02～102,449.88	52,819.18～105,625.83
901人～	51,231.02	52,819.18

学年	2008年	2009年
1～6年生	702.53	707.83
7～8年生	785.70	793.58
9～10年生	893.81	905.04
11～13年生以上	984.41	1,004.26

※基礎補助額は、ニュージーランド教育省が作成したガイドラインに基づいて算出される。上記表において、補助額に幅がある箇所は、生徒数に応じて基礎補助額が変動する。

（参考） 1 ニュージーランドドル：49円（09年3月10日現在）

出所：Resourcing Handbook Chapter 1：Operational Funding

図表 37 生徒1人当たり補助額

(単位：ニュージーランドドル)

学年	2008年	2009年
1～6年生	702.53	707.83
7～8年生	785.70	793.58
9～10年生	893.81	905.04
11～13年生以上	984.41	1,004.26

出所：Resourcing Handbook Chapter 1：Operational Funding

4 出所

A：日本総合研究所 教育バウチャーに関する調査研究報告書 平成19年

B：ニュージーランド教育省ホームページ Schools Resourcing for 2008

<http://www.minedu.govt.nz/educationSectors/Schools/SchoolOperations/Resourcing/OperationalFunding/SchoolsResourcingFor2008.aspx>

C：ニュージーランド教育省ホームページ ICT in School

<http://www.minedu.govt.nz/educationSectors/Schools/Initiatives/ICTInSchools.aspx>

D：ニュージーランド教育省ホームページ Resourcing Handbook

http://www.minedu.govt.nz/~media/MinEdu/Files/EducationSectors/PrimarySecondary/SchoolOpsResourcing/2009_FSA_Handbook_Chapter1.pdf

VII. デンマーク

1 対象制度

1-1 対象とする制度

デンマークでは、大学などの高等教育機関を含むすべての教育機関に対し、生徒の活動に応じて中央政府から補助金が支給される。

1991年に導入された補助金配分システムにより、全国の私立の小学校、中学校、高等学校に対する補助金は、生徒1人あたりに対して支給額が決定されている。本稿では、それらの私立学校に対する生徒1人当たりの補助金を調査の対象とする。

1-2 制度の概要

私立学校に通う生徒1人あたりに対して支払われる補助金制度には、主に以下のようなものがある。

1-2-1 公的補助金制度 (Public grants system)

1991年の私立学校に関する法律 (Act on Private schools) により、私立学校に対しての補助金配分システムが導入された。

私立学校には、学費の85%にあたる額の補助金が支給される。生徒1人あたりに対する私立学校の年間運営費を公立学校の1人当たりの年間公費と一致させ、私立学校と公立学校に差がないよう補助金の配分を決定する。私立学校における学費の不足分は、生徒の親もしくは保護者が支払うこととなる。すべての私立校の補助金総額は、生徒の総数により生徒1人当たりの平均値を算出し配分される。^{ABDE}

1-2-2 運営交付金 (Operational grants)

各学校から生徒1人あたりに対しての実際支払われる運営費は以下の条件によって異なる。^A

- 学校規模 (生徒数)
- 生徒の年齢
- 学校の場所
- 教師の勤続年数 (年功)

大規模学校に通う比較的年齢の低い生徒は、年間支給される生徒1人当たりの補助額が小さい。一方、年齢の高い小規模学校に通う生徒は補助額が大きい。^A

2 制度の変更点

近年の動向として、2008年からデンマークの義務教育の範囲に変更があった。9年間の義務教育から1年間延長され、デンマーク在住の子どもなら誰でも10年間の義務教育が受けられるようになった。義務教育は、6歳から16歳の間に開始され、小学校に入学する前の就学前クラス（Pre-school class）や10年間という枠組みは強制ではないとされる。^E

3 運用状況

3-1 学校数

すべての子どもたちが10年間の義務教育を受ける権利があり、保護者が「公立学校」、「私立学校」、「家庭教育」から選択する。小学校に通う子どもの約88%が公立学校に通い、約11%が私立学校、約1%が家庭教育を受けている。^{BC}

2006年度における小学校及び中学校の数を私立学校・公立学校別に見ると、以下の通りであった。^C

図表 38 2006年度における小学校・中学校数（公立、私立別）

学校区分	学校数
公立学校	600校
私立学校	491校

出所：教育省 デンマークの私立学校

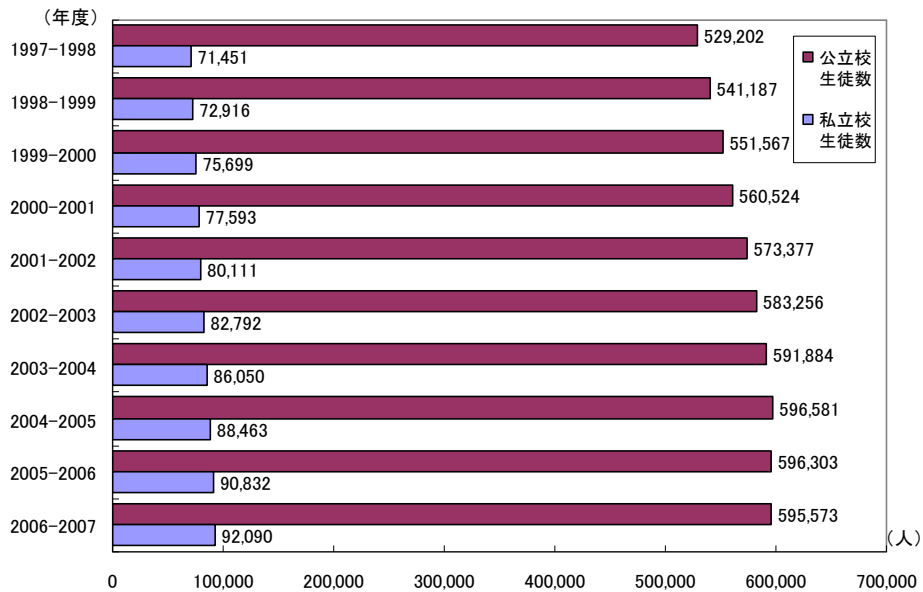
なお、私立学校は以下のように分類される。^C

- ・ 農村地区にある小規模独立校
- ・ 都市部にある大規模独立校
- ・ 宗教学校
- ・ 自由化学校（progressive free school）
- ・ ルドルフシュタイナー学校のような特定の教育目的を掲げている学校
- ・ ドイツ少数民族の学校
- ・ 移民学校

3-2 生徒数

デンマークの公立学校、私立学校に通う生徒数の推移を見ると、公立学校に通う生徒が圧倒的に多い。

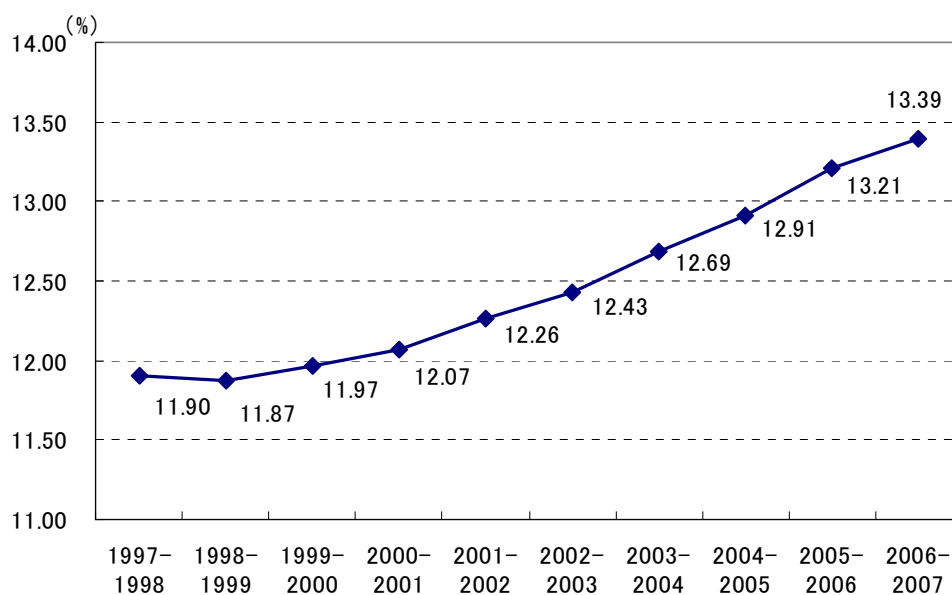
図表 39 公立・私立学校別生徒数（入学者数）の推移



出所：教育省 デンマークの私立学校

私立学校の規模は公立学校に比べて規模は小さいが、私立学校の新設は増えており、私立学校に通う生徒の割合も増加傾向にある。デンマーク政府は、私立学校への資金援助については競争をもたらすことにより公立学校に対してよい影響を与えるという見解を示している。^C

図表 40 私立学校に通う生徒の割合



出所：教育省 デンマークの私立学校

3-3 支給額

2006年の生徒1人当たりの年間の運営費に対する補助金の平均金額は約41,000デンマーククローネ（以下「DKK」）であった。親によって支払われている運営費用の平均額は、9,000DKKである。^D

（参考）1DKK：16.78円（09年3月10日現在）

4 出所

A : Review id National Policies for Education Denmark Lessons from PISA 2000

B : デンマーク科学技術省

<http://www.ciriusonline.dk/Default.aspx?ID=3762>

C : 教育省 デンマークの私立学校

[http://www.eng.uvm.dk/~media/Files/English/Fact%20sheets/080101 fact sheet private schools.ashx](http://www.eng.uvm.dk/~media/Files/English/Fact%20sheets/080101_fact_sheet_private_schools.ashx)

D : 教育省 補助金

<http://www.eng.uvm.dk/Uddannelse/Primary%20and%20Lower%20Secondary%20Education/Private%20Schools%20in%20Denmark/Grants.aspx>

E : デンマークの教育システム Education system in Denmark (2007-2008)

http://eacea.ec.europa.eu/ressources/eurydice/eurybase/pdf/0_integral/DK_EN.pdf

VIII. チリ

1 対象制度

チリにおける教育バウチャー制度は、1980年に開始された。本制度は、公立学校、私立学校の別を問わず、全ての学校に生徒数に応じて補助金を支払うシステムである^A。

1-1 制度の概要

チリの教育バウチャー制度は、当時のピノチェト政権の民営化推進改革の一環として行われたものであり、公立・私立の双方の学校に財政効率化の誘因を与えることを目的としていた。^{B, C}

まず、かつて中央政府が行っていた学校運営を分権化し、その権限をチリ教育省から地方自治体へ移管することにより、各地方自治体が地域の教育運営により大きな責務を負うシステムを構築し、学校経営の効率化をはかった。加えて、補助金の配分を効率的に行うことが出来るよう、バウチャー制度（補助金の支給）が導入された。^E

1-2 制度の利用対象と内容

同制度では、初等・中等教育の全生徒が公立学校・私立学校のいずれも選ぶことができ、学校は生徒数に応じて毎月補助金を得ることができる。なお、補助金は一律の額であり、貧民の多さや地理的孤立状態などで多少の上乗せがある程度である。

補助金は、毎月、政府から直接学校に支払われる。なお、公立学校・私立学校ともに親、教会、企業などからの寄付を受けてもよいとされている。

さらに90年代には、私立学校は親から授業料をとることが可能になり、その分、補助額が減らされるという仕組みに改正された。^D

2 特徴

チリの教育バウチャー制度で特徴的なのは、チリの全ての児童・生徒がその恩恵を受けることが出来、なおかつ制度変更がないまま25年以上にわたって運営されていることにある。

^F

なお、教育バウチャー制度の効果については、公立学校に通う低収入家庭の生徒は、教育バウチャー・プログラムを利用する私立学校への入学、転籍により、恩恵を受けるという意見がある。一方で、教育バウチャー・プログラムが教育上のパフォーマンス（テストの点数、留年率、教育年数を用いて測定された指標）に影響を与えていないとしている。また同時に、教育バウチャー・プログラムによって、教育的成果の面で最も優れた公立学校が廃校となってしまう、結果的に学校間の格差を増幅させてしまったという意見も存在する。^E

3 出所

A : 内閣府ホームページ 教育バウチャーに関する検討状況について

http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/minutes/wg/2006/0518/item_060518_09.pdf

B : 日本総合研究所 教育バウチャーに関する調査研究報告書 平成 19 年

C : Gregory Elacqua, Dante Contreras, Felipe Salazar “The Effectiveness of Franchises and Independent Private Schools In Chile’s National Voucher Program” 2007

http://www.worldfund.org/assets/files/Effectiveness_Franchises_Elacqua_World%20Bank%20Paper%20analyzing%20Chile%20private%20schools.pdf

D : 文部科学省ホームページ、教育バウチャーに関する研究会（第 9 回） 配布資料

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/010/shiryo/07102310/003.htm

E : Gregory Elacqua, Mark Schneider, Jack Buckley “School Choice in Chile: Is it Class or the Classroom?” 2005

F : Priyanka Anaud, Alejandra Mizala, Andrea Repetto, “Using school scholarships to estimate the effect of private education on the academic achievement of low-income students in Chile” *Economics and Education Review* 2009

IX. コロンビア

1 対象制度

1-1 制度の概要

1991年、コロンビアは世界銀行の支援を受け、PACES(Plan de Ampliación de Cobertura de la Educación Secundaria) という教育バウチャー・プログラムを導入した。A本プログラムは期間を限定して行われたものであり、1998年に廃止されている。その後、現在までコロンビアで教育バウチャー・プログラムは導入されていない。

1-2 本制度導入の背景

1990年代初頭、コロンビアでは、所得下位20%の人口における中学校、高等学校への入学率は55%であった。その一方で、所得上位20%の人口の入学率は89%であり、また全人口における入学率も75%であった。所得が低い家庭の子供の入学率を上げ、所得による入学率のギャップを埋める必要があったが、同時に公立学校システムが多大な負担を負っており、また生徒数が多すぎるという問題があった。B

PACESは、こうした公立学校における過剰な人材を私立学校に移すことで、民間セクターの潜在能力を活用するべく導入された。本制度は所得下位3分の1の生徒を対象とし、中等教育卒業への適切なプロセスを作り上げることを狙いとしていた。B

1-3 本制度の利用対象と内容

本制度の利用対象は、以下の通りであるB,C。

- ・教育バウチャー発行時点において、6年生(日本の中学1年生に該当)となる生徒であり、かつ16歳未満であること
- ・前年度には公立学校に通っており、かつ私立学校への入学許可を得ていること。
- ・政府の定める6分割の社会経済階層において、下位の2階層に属する家庭の生徒

以上の条件を満たした申請者のうち、くじ引きで割り当てられた生徒のみがバウチャーを受け取ることが出来る。バウチャーは導入当初から需要が供給よりも大きかったが、くじを導入することによって、この超過需要を調整することが出来た。

本バウチャーが有効な私立学校は、コロンビアの全ての私立学校ではなく、本制度に参加登録をしている私立学校のみであった。全私立学校における教育バウチャー・プログラム参加校の割合は、約40%であった。B

1998年においては、教育バウチャーの価値はおよそ190アメリカドルであった。C

また、一度バウチャーを受け取ることが出来れば、11年生（高等学校最終年）までバウチャーを受け取り続けることが出来た。ただし、各年度の終了時に逐次更新を行わなければならない、単位を落とした生徒は本プログラムからは除外されることとなった。B

本バウチャーは私立学校の学費全てをカバーするものと想定されていたが、実際には学費全てをまかなうことは出来ず、1998年まで、学費の半分強をまかなうにとどまった。B

2 運用状況

2-1 生徒数

導入初年度において、ボゴタでは14,607人の生徒が本バウチャーへの申請を行った。

プログラムを実施していた7年間において、コロンビア全土で125,000枚以上のバウチャーが発行されることとなった。A

3 出所

A : Eric Bettinger, Private School Vouchers in Colombia

<http://www.hks.harvard.edu/pepg/PDF/events/MPSPE/PEPG-05-11bettinger.pdf>

B : Lessons from Private-School Vouchers in Colombia

<http://www.clevelandfed.org/research/conferences/2005/November/Papers/BettingerPaperFINALweb.pdf>

C : Joshua Angrist, Eric Bettinger, Michael Kremer, “Long-Term Educational Consequences of Secondary School Vouchers: Evidence from Administrative Records in Colombia” *American Economic Review* 2006

X. スウェーデン

1 対象制度

スウェーデンでは、各地方政府が補助金を各学校に配分するシステムを 1993 年から導入している。本制度の下では、バウチャー（利用券）は発行されない。生徒一人当たり教育費を生徒数で算定した金額が、地方政府から学校に支給されるシステムとなっている。^A

1-1 本制度設立の背景

本制度が導入された背景には、学校選択の自由化がある。導入直前の 1992 年において、義務教育における学校の選択が自由化されたが、これには各学校を競争にさらすことにより、提供される教育内容をより改善する期待があった。こうして、公立学校と私立学校を同等に扱い、両者の入学について金銭的なギャップが生まれないう、本制度が導入されることになった。^B

1-2 本制度の対象者、内容

本制度の対象は、国が認可した学校全てである。ただし私立学校については、本制度の対象となる学校の選別・認可が中央政府及び学校庁によって執り行われる。^Fまた、導入当初は義務教育機関のみが対象であったが、導入翌年の 1994 年には、高等学校にも同じ制度が導入されることになった。

また私立学校への補助金額は、一時は公立学校の 75 パーセントにまで削減されたものの 1997 年以降は原則として公立学校と同額（100 パーセント）となった。ただし、教育バウチャーによる公費補助を受けている私立学校が授業料を徴収することは教育法により禁じられている（授業料以外の収入を得ることは依然として可能である）。^C

1-3 補助金額の構成

基礎学校（日本の小学校、中学校に該当）の児童生徒一人当たり教育費は、各コミューンの議会が 0～5 学年と 6～9 学年に区分して定める。義務教育段階の教育費には、1) 通常の学校教育費、2) 特別支援が必要な児童生徒のための追加費用、3) スウェーデン語以外の母語教育のための費用の 3 つにより構成される。^C

2 特徴

スウェーデンの教育バウチャー制度の特徴は、補助金の支給にあたり、私立学校が公立学校とほぼ同等の扱いを受けることにある。この特徴により、スウェーデンにおける私立学校の数は急速に増加した。^E

3 今後の予定

2008年のスウェーデン予算法案において、政府は「児童ケア・バウチャーシステム」を各地方自治体で導入することを発表している。

本制度は、児童の両親が、地方自治体もしくは私的組織によって運営されている就学前学級に参加する際に使うことの出来るバウチャーを発行する制度である。ただし、本システムを導入するためには、法改正が必要である。^D

4 出所

A：日本総合研究所 教育バウチャーに関する調査研究報告書 平成 19 年

B：FCPP Publications School Vouchers in Sweden

http://www.fcpp.org/main/publication_detail.php?PubID=1035

C：文部科学省ホームページ、スウェーデンの教育バウチャー制度

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/010/shiryo/07061323/001.htm

D：スウェーデン公式ホームページ内 Funding of the Swedish school system

http://www.sweden.se/upload/Sweden_se/english/publications/RK/PDF/Funding-the-swedish-school-system-080403.pdf

E：Mikael F Sandström, Fredrik Bergström, “School Vouchers In Practice: Competition Will Not Hurt You” *Journal of Public Economics* 2005

F：Anders Böhlmark, “Does School Privatization Improve Educational Achievement? Evidence from Sweden’s Voucher Reform” *IZA Discussion Papers* 2008

XI. ドイツ

1 対象制度

1-1 制度の概要

ドイツのハンブルク市、ベルリン市では、保育所、幼稚園などの就学前児童が保育サービスを受ける際に、一部費用をまかなう保育バウチャーを提供する制度が運用されている。^A

ドイツにおける保育バウチャー制度は、2003年8月、ハンブルク州で導入されたのが始まりである^B。その後、ベルリン市でも同制度の導入されている^C。

ここでは、日本語、英語の資料が比較的入手しやすいハンブルク州の保育バウチャー制度を概観する。

1-2 バウチャー制度導入の背景

導入の背景として、以下のものがあげられる。

①就学前託児施設の地域不均衡

少子化の進展と共に、保育所、幼稚園などの就学前託児施設の利用において地域差が生じはじめたため、子供の少ない地域の施設が閉鎖に追い込まれるなど、需要と供給のミスマッチが生じていた。教育バウチャー制度を導入することにより、需給のミスマッチを解消し、最適なマッチングを行いたいとする意向があった。^A

②不要な支出の削減

経済成長の鈍化に伴う地方政府の財政難により、各施設や利用者一律で補助を行うことが困難になった。教育バウチャー制度を導入することによって補助のシステムを変え、不要な支出を抑える狙いもあった。^A

1-3 利用方法

1-3-1 バウチャーの利用対象と内容

本制度を通じて補助対象となる就学前託児施設のデイケア・サービスは、対象者の年齢によって異なる。以下にその内容を記す。^C

①保育園児（3歳未満の児童）が利用できるサービス

4時間まで、6時間まで、8時間まで、10時間まで、もしくは12時間までの5つの保育サービスがある。

②幼稚園児（3歳から6歳までの児童）が利用できるサービス

上記①の保育園児が利用可能な5つのサービスに加え、5時間までの昼食なし保育サービス、及び5時間までの昼食付きサービスの計7つから1つを選択できる。

③就学児童（6歳から14歳までの生徒）が利用できるサービス

学校教育の補完として、2時間まで、3時間まで、5時間まで、7時間までの4つのデイケア・サービスがある。

1-3-2 利用資格

幼稚園児（3歳から6歳の児童）であれば、4時間までの保育サービス（昼食なし）、5時間までの保育サービスのバウチャーは、誰でも申請可能である。一方、そのほかの保育サービス及び施設サービスは、予め定められた基準に照らし合わせ、補助を行う必要がある家庭に対して優先順位が付けられる。その優先順位は以下の通り。^c

- (i) 緊急に社会的、教育的支援が必要な児童
- (ii) 両親が失業保険、もしくは社会保障に依存している世帯の児童
- (iii) 申請以前にデイケア施設に通っておらず、ドイツ以外の出身であり、かつ小学校入学18ヶ月以前に言語教育が必要とされる児童
- (iv) 1人親家庭もしくは児童の養育権を持つ2人親家庭で、雇用もしくは職業訓練のために引き続き支援が必要な家庭の児童（小学校入学以降の生徒向けのデイケアへの補助がはじめてのケースは除く）
- (v) 1人親家庭もしくは児童の養育権を持つ2人親家庭で、雇用もしくは職業訓練のために初めて申請を行った家庭の児童。または小学校入学以降の生徒向けのデイケアへの補助をはじめて申請する家庭の生徒
- (vi) その他社会的、教育的支援が必要な児童
- (vii) 求職活動中の両親を持つ児童

2 制度の変更点

導入当初は、3～6歳の幼稚園児が無条件で選択できるサービスは、4時間までの昼食なしのデイケアのみであったが、2005年1月から、以下のサービスも選択することが出来るようになった。^c

- ・ 5時間までの昼食付きデイケア
- ・ 5時間までの昼食無しデイケア

また、0～3歳の保育園児向けの保育サービスのうち、4時間までの保育バウチャーは、2006年から選択可能となったものである。^c

3 運用状況

3-1 世帯の費用負担

ハンブルク州の保育バウチャー制度の下では、デイケア・サービスの利用額が完全に無料になるわけではなく、その一部は各世帯が負担しなければならない。その自己負担額は、利用するサービスの内容、世帯の人数及び世帯の収入により異なる。各サービスについての最大及び最小の自己負担額は以下の通り。^c

図表 41 デイケア・サービスの種類

(単位：ユーロ)

児童の年齢	デイケア・サービスの種類	最小自己負担額	最大自己負担額
0～6歳 (保育園及び 幼稚園の児童)	12時間までのデイケア	49	396
	10時間までのデイケア	43	396
	8時間までのデイケア	38	383
	6時間までのデイケア	31	307
	4時間までのデイケア	26	153
3～6歳 (幼稚園の児童)	5時間までのデイケア (昼食無し)	26	153
	5時間までのデイケア (昼食付き)	27	192
6歳～14歳 (小学校及び 中学校の生徒)	7時間までのデイケア	36	207
	5時間までのデイケア	31	207
	3時間までのデイケア	23	174
	2時間までのデイケア	15	77

出所：Vereinigung Hamburger Kindertagesstätten HP

また、上記の3～6歳の児童を対象とする4時間までのデイケア（昼食無し）を選択する場合の各世帯の収入と自己負担額の関係は以下の通り。D

図表 42 世帯収入と自己負担額

(単位：ユーロ)

収入	2人 家族	3人 家族	4人 家族	5人 家族	6人 家族
～1.022	26	26	26	26	26
1.023～	26	26	26	26	26
1.074～	27	26	26	26	26
1.125～	28	26	26	26	26
1.176～	29	26	26	26	26
1.227～	30	26	26	26	26
1.278～	32	26	26	26	26
1.329～	34	26	26	26	26
1.380～	36	29	26	26	26
1.432～	39	32	26	26	26
1.483～	43	35	26	26	26
1.534～	47	39	26	26	26
1.585～	50	42	26	26	26
1.636～	54	46	26	26	26
1.687～	58	51	30	26	26
1.738～	63	56	35	26	26
1.790～	69	61	40	26	26
1.841～	74	66	46	26	26
1.892～	79	72	51	26	26
1.943～	85	78	57	32	26
1.994～	92	84	64	38	26
2.045～	99	92	71	46	26
2.096～	107	99	79	53	26
2.147～	115	107	86	61	30
2.199～	122	115	94	69	38
2.250～	130	122	102	76	46
2.301～	138	130	109	84	53
2.352～	145	138	117	92	61
2.403～	153	153	125	100	69
2.454～	153	153	134	108	78
2.505～	153	153	143	117	86
2.556～	153	153	151	126	95
2.608～	153	153	153	135	104
2.659～	153	153	153	145	114
2.710～	153	153	153	153	124
2.761～	153	153	153	153	133
2.812～	153	153	153	153	144
2.863～	153	153	153	153	153
2.914～	153	153	153	153	153
2.965～	153	153	153	153	153
3.017～	153	153	153	153	153
3.068～	153	153	153	153	153
3.119～	153	153	153	153	153
3.170～	153	153	153	153	153
3.221～	153	153	153	153	153
3.272～	153	153	153	153	153
3.323～	153	153	153	153	153
3.375～	153	153	153	153	153

出所：Day care centre voucher (Kita-Gutschein) system

4 参考文献

- A : ドイツ・ハンブルクの保育バウチャー制度 –キタ・グートシャイン–
http://www.jri.co.jp/consul/report/pdf/report050704_hasegawa2.pdf
- B : 株式会社日本総合研究所報告資料 「教育バウチャー制度に関する調査」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/010/shiryo/06021507/001.pdf
- C : ハンブルク州ホームページ : Day care center voucher (Kita-Gutschein) system
<http://www.hamburg.de/contentblob/118686/data/kita-gutschein-englisch.pdf>
- D : Vereinigung Hamburger Kindertagesstätten: Approval + Costs
http://www.kitas-hamburg.de/bewilligung/index_en.html

XII. 香港

1 対象制度

1-1 概要

香港では、2007年からは、準備学級教育バウチャー計画（Pre-primary Education Voucher Scheme：PEVS）が開始された^A。

準備学級教育バウチャー計画は、香港教育局（The Education Bureau）が、幼稚園に通う幼い子供を持つ親に対し、直接補助金を与える制度である。香港教育局によると、この制度の狙いは、全ての子供たちに、質の高い準備学級教育を提供することにあるとしている^B。

1-2 対象

本制度の対象は、幼稚園に在学する3歳から6歳の児童を持つ親である。本制度に参加する幼稚園は以下の条件を満たさなければならない。^B

- ・ 非営利（non-profit-making）の幼稚園であること。非営利の幼稚園とは、内国歳入条例（Inland Revenue Ordinance）の第88条に基づき、課税が免除されている幼稚園を指す。
- ・ ローカル・カリキュラム（Local Curriculum）を提供していること。ローカル・カリキュラムとは、2006年のカリキュラム展開協議会（Curriculum Development Council）によって発行された「準備学級カリキュラムへのガイド（Guide to Pre-primary Curriculum）」に従ったカリキュラムを指す。
- ・ 年間の1人当たり学費が、半日学級で24,000香港ドル、1日学級で48,000香港ドル以下であること。

これに加えて、制度に参加する幼稚園は、香港教育局が行う品質調査（Quality Review：QR、幼稚園については2003/04年度から実施）に合格しなければならない。品質調査の概要は以下の通り。^B

- ・ 各自己評価（school self-evaluation：SSE）及び「学校計画及び年間学校計画（School Reports & Annual School Plans）」の2つの資料を教育局に提出する。
- ・ 教育局は資料受領後、各幼稚園を訪問し、自己評価が妥当であるかを調査する。

また、本制度に加入している幼稚園は、香港教育局のホームページ上で確認することが出来る^C。

非営利でない（私立の）幼稚園については、本制度に参加することは出来ない。ただし、2007年9月の制度開始以前に入学している児童を持つ親については、教育バウチャーが提

供される対象となる。B

2 運用状況

2-1 補助金額

児童1人当たりの年間補助金額は、以下のように定められている。制度開始から2011/12年度まで、金額が段階的に引き上げられていく予定である。

図表 43 補助金額（年度別）

年度	児童1人当たり補助金額(単位:香港ドル)
2007-2008年	10,000
2008-2009年	11,000
2009-2010年	12,000
2010-2011年	14,000
2011-2012年	16,000

出所：香港教育局ホームページ


(参考) 1香港ドル：12.65円（09年3月10日現在）

2-1-1 申請方法

対象となる児童の親は、記入された申請フォームに個人を証明する資料を添付し、学生財政援助機関（Student Financial Assistance Agency：SFAA）に送付しなければならない。フォームD及びその記入ガイドラインEは、教育局もしくは学生財政援助機関のホームページでダウンロード可能である。次ページに、その2009-2010年度の申請フォームを示す。

申請後、10日ほどで、学生財政援助機関から受領確認の手紙が送付される。その後、さらに6週間から8週間で審査が行われ、合格した場合は学生財政援助機関から適格証明書（Certificate of Eligibility）が送付されることになる。B

图表 44 バウチャー申請フォーム



STUDENT FINANCIAL ASSISTANCE AGENCY 學生資助辦事處
APPLICATION FOR ASSESSMENT OF ELIGIBILITY FOR THE PRE-PRIMARY EDUCATION VOUCHER SCHEME
學前教育券申請評估資格申請表
(Please read the Guidance Notes before completing this application form)
申請人須先閱讀指引表格後填寫此申請表

2009/10

Part I Particulars of Applicant # Please circle the appropriate box

1. Name in English	<input type="text"/>		
2. Name in Chinese	<input type="text"/>		
3. HKID Card No. <small>(Please refer to para. 1.2 in Part II of the Guidance Notes)</small>	<input type="text"/>		
4. Date of Birth	<input type="text"/> Y	<input type="text"/> M	<input type="text"/> D
5. Sex	# <input type="checkbox"/> M Male <input type="checkbox"/> F Female		
6. Correspondence Address	Flat <input type="text"/> Floor <input type="text"/> Block <input type="text"/>		
Name of Building	<input type="text"/>		
Estate / Village	<input type="text"/>		
No. & Name of Street	<input type="text"/>		
District	<input type="text"/>		
Area	# <input type="checkbox"/> 1 HK <input type="checkbox"/> 2 KLN <input type="checkbox"/> 3 NT		
7. Home Address <small>(Please ignore Block 1/2 in this case as the correspondence address)</small>	<input type="text"/>		
8. Day Time Contact No.	<input type="text"/>	Home Telephone No.	<input type="text"/>

Part II Particulars of Spouse

1. Name in English/Chinese	<input type="text"/>		
2. HKID Card No. <small>(Please refer to para. 1.2 in Part II of Guidance Notes)</small>	<input type="text"/>		
3. Date of Birth	<input type="text"/> Y	<input type="text"/> M	<input type="text"/> D

Part III Particulars of student-applicants who were born on or before 31 December 2006 and who will be attending kindergarten classes in the 2009/10 school year # Please circle the appropriate box
(particulars of other family members used NOT be provided)

1. a. Name in English <small>(must be provided)</small>	<input type="text"/>		
b. Name in Chinese	<input type="text"/> Sex # <input type="checkbox"/> M Male <input type="checkbox"/> F Female		
c. HK Birth Certificate No./ Travel Document No.	<input type="text"/>		
d. Date of Birth	<input type="text"/> Y	<input type="text"/> M	<input type="text"/> D
e. Relationship with applicant	# <input type="checkbox"/> A = Child <input type="checkbox"/> B = Other <small>(Please provide written explanation in Part IV)</small>		
f. Kindergarten class attending in the 2009/10 school year	# <input type="checkbox"/> U = Upper Class(U3) <input type="checkbox"/> L = Lower Class(L2) <input type="checkbox"/> N = Nursery Class(N1)		
2. a. Name in English <small>(must be provided)</small>	<input type="text"/>		
b. Name in Chinese	<input type="text"/> Sex # <input type="checkbox"/> M Male <input type="checkbox"/> F Female		
c. HK Birth Certificate No./ Travel Document No.	<input type="text"/>		
d. Date of Birth	<input type="text"/> Y	<input type="text"/> M	<input type="text"/> D
e. Relationship with applicant	# <input type="checkbox"/> A = Child <input type="checkbox"/> B = Other <small>(Please provide written explanation in Part IV)</small>		
f. Kindergarten class attending in the 2009/10 school year	# <input type="checkbox"/> U = Upper Class(U3) <input type="checkbox"/> L = Lower Class(L2) <input type="checkbox"/> N = Nursery Class(N1)		
3. a. Name in English <small>(must be provided)</small>	<input type="text"/>		
b. Name in Chinese	<input type="text"/> Sex # <input type="checkbox"/> M Male <input type="checkbox"/> F Female		
c. HK Birth Certificate No./ Travel Document No.	<input type="text"/>		
d. Date of Birth	<input type="text"/> Y	<input type="text"/> M	<input type="text"/> D
e. Relationship with applicant	# <input type="checkbox"/> A = Child <input type="checkbox"/> B = Other <small>(Please provide written explanation in Part IV)</small>		
f. Kindergarten class attending in the 2009/10 school year	# <input type="checkbox"/> U = Upper Class(U3) <input type="checkbox"/> L = Lower Class(L2) <input type="checkbox"/> N = Nursery Class(N1)		

For Office Use

☉	<input type="checkbox"/>
A	<input type="checkbox"/>
T	<input type="checkbox"/>
X	<input type="checkbox"/>
d	<input type="checkbox"/>
☉	<input type="checkbox"/>
H	<input type="checkbox"/>
S	<input type="checkbox"/>
N	<input type="checkbox"/>
U	<input type="checkbox"/>
☉	<input type="checkbox"/>
A	<input type="checkbox"/>
T	<input type="checkbox"/>
X	<input type="checkbox"/>
d	<input type="checkbox"/>
☉	<input type="checkbox"/>
A	<input type="checkbox"/>
e	<input type="checkbox"/>
B	<input type="checkbox"/>
R	<input type="checkbox"/>
C	<input type="checkbox"/>
S	<input type="checkbox"/>
D	<input type="checkbox"/>
T	<input type="checkbox"/>
E	<input type="checkbox"/>
V	<input type="checkbox"/>
F	<input type="checkbox"/>
G	<input type="checkbox"/>
H	<input type="checkbox"/>
I	<input type="checkbox"/>
☉	<input type="checkbox"/>
A	<input type="checkbox"/>
e	<input type="checkbox"/>
B	<input type="checkbox"/>
R	<input type="checkbox"/>
C	<input type="checkbox"/>
S	<input type="checkbox"/>
D	<input type="checkbox"/>
T	<input type="checkbox"/>
E	<input type="checkbox"/>
V	<input type="checkbox"/>
F	<input type="checkbox"/>
G	<input type="checkbox"/>
H	<input type="checkbox"/>
I	<input type="checkbox"/>
☉	<input type="checkbox"/>
A	<input type="checkbox"/>
e	<input type="checkbox"/>
B	<input type="checkbox"/>
R	<input type="checkbox"/>
C	<input type="checkbox"/>
S	<input type="checkbox"/>
D	<input type="checkbox"/>
T	<input type="checkbox"/>
E	<input type="checkbox"/>
V	<input type="checkbox"/>
F	<input type="checkbox"/>
G	<input type="checkbox"/>
H	<input type="checkbox"/>
I	<input type="checkbox"/>
☉	<input type="checkbox"/>
M	<input type="checkbox"/>

SFA 2008

Part IV Other Special Family Information

If you have filled in Part III particulars of any member who is not a child of yours, please specify his/her name and state the reason for applying the Pre-primary Education Voucher Scheme for him/her.

For Office Use

7

Part V Language in which the result should be printed

Please circle the appropriate box.

If assessed to be eligible for vouchers, please indicate your preference of the language that the Certificate of Eligibility should be printed.

C = Chinese E = English

Part VI Undertaking and Declaration

1. In consideration of the Government of the Hong Kong Special Administrative Region ("HKSAR Government") (a) considering this application for a Certificate or Certificate(s) of Eligibility for the Pre-primary Education Voucher Scheme (hereinafter individually or collectively referred to as "Certificate of Eligibility") under the "Pre-primary Education Voucher Scheme" ("Scheme"); and/or (b) providing my dependent or dependents, particulars of whom are provided in Part III of this Form (hereinafter individually or collectively referred to as "Student"), with the Certificate of Eligibility subject to the Student being a student of and will be receiving pre-primary education at a kindergarten covered by the Scheme, I, the undersigned, my particulars being provided in Part I of this Form, hereby undertake, acknowledge and agree as set out in Clauses 2 to 9 below:
2. I hereby declare, undertake and warrant that all information and supporting documents supplied, and statements and representations ("information") made by me or on my behalf from time to time in relation to this application submitted to the HKSAR Government for the Certificate of Eligibility for the Student are true, accurate and complete. I understand that the Student Financial Assistance Agency ("SFAA") will assess the eligibility of the Student based on the information provided by me.
3. I have carefully read and fully understood the Guidance Notes on Application for Assessment of Eligibility for the Pre-primary Education Voucher Scheme (2008/10) ("Guidance Notes"). I hereby undertake and warrant that I shall comply with all requirements and specifications set out in the Guidance Notes (as may from time to time be amended or supplemented by the HKSAR Government) and such other requirements and directions from time to time be issued by the HKSAR Government concerning the Scheme including the conditions on use of the Certificate of Eligibility.
4. The representations, declaration and undertakings in this Undertaking and Declaration are continuing in nature and are (and shall be) true and complied with until this application is rejected by the HKSAR Government or the expiry of the Certificate of Eligibility or the invalidation of the Certificate of Eligibility by the HKSAR Government (whichever may first occur).
5. If my representation, declaration and undertaking given by me or on my behalf in this Undertaking and Declaration is incorrect or misleading or if I fail to comply with any provisions of this Undertaking and Declaration, without prejudice to my power, rights, remedies and claims that the HKSAR Government may have under this Undertaking and Declaration or in law, the HKSAR Government shall be entitled to immediately invalidate this application for the Certificate of Eligibility or, as the case may be, immediately invalidate the Certificate of Eligibility, and/or sue me for misrepresentation and/or breach of contract, and further, I may be liable to be prosecuted for a criminal offence.
6. I hereby give my consent to the SFAA, the Education Board ("EDB") and their agents and other persons duly authorized by the HKSAR Government to access my personal data kept in other HKSAR Government bureaux and departments, the kindergartens in the Hong Kong Special Administrative Region ("Hong Kong") and such other persons or institutions provided in or contemplated by this Form or the Guidance Notes for the purposes set out in paragraph 4.2 of Part A of the Guidance Notes.
7. I am authorized by all the family members listed in this Form to give consent, and hereby give consent on their behalf, to the SFAA, EDB and their agents and other persons duly authorized by the HKSAR Government to access such family members' personal data kept in other HKSAR Government bureaux and departments, the kindergartens in Hong Kong and such other persons or institutions provided in or contemplated by this Form or the Guidance Notes for the purposes set out in paragraph 4.2 of Part A of the Guidance Notes.
8. This Undertaking and Declaration shall be governed by and construed in accordance with the laws of Hong Kong and I and the HKSAR Government shall irrevocably submit to the exclusive jurisdiction of the Courts of Hong Kong.
9. I have read the provisions of this Undertaking and Declaration carefully and fully understood my obligations and liabilities under this Undertaking and Declaration.

Signature of Applicant _____

Date _____

1

WARNING: The Student Financial Assistance Agency will use the personal data provided by the applicant to assess the student-applicant's eligibility for the Pre-primary Education Voucher Scheme. It is an offence to obtain property pecuniary advantage by deception. Any person who does so commits an offence and is liable, on conviction upon indictment, to imprisonment for a maximum of 10 years under the Theft Ordinance, Chapter 210.

3 出所

A : 香港教育局 (EDB) ホームページ

<http://www.edb.gov.hk/index.aspx?langno=1&nodeID=5896>

B : Pre-primary Education Voucher Scheme (PEVS) Frequently Asked Questions and Answers

http://www.edb.gov.hk/FileManager/EN/Content_5828/pevs_fqas_0910e_base_6.pdf

C : 教育局幼稚園概覽

<http://chsc.edb.hkedcity.net/kindergarten/>

D : 香港教育局ホームページ、申請フォーム

[http://www.edb.gov.hk/FileManager/EN/Content_5828/sfaa_244e_\(0910\).pdf](http://www.edb.gov.hk/FileManager/EN/Content_5828/sfaa_244e_(0910).pdf)

E : 香港教育局ホームページ内、申請ガイドライン

http://www.edb.gov.hk/FileManager/EN/Content_5828/sfaa%20245e.pdf

XIII. 教育バウチャーに関する効果・評価（文献調査）

1 概観

本章では、教育バウチャー・プログラムによる影響、効果を分析した文献を概観する。本稿では2006年4月以降に発表された教育バウチャー・プログラムに関する文献、もしくは株式会社日本総合研究所が行った前年度調査「教育バウチャーに関する調査研究報告書」でフォローされていない文献について、そのうち一部の例について、分析内容、帰結をまとめる。

2 各国の教育バウチャー・プログラムによる影響

2-1 アメリカ ウィスコンシン州 ミルウォーキー市

ミルウォーキー州における教育バウチャー・プログラムには、導入当初は公立学校のみが参加することが出来た。だが1998年、ウィスコンシン州最高裁判所の判決により、一部の私立学校も同プログラムに参加することが許可された。Chakrabarti(2008)はこの判決による制度の変更以前を第1期、変更以後を第2期と位置づけ、この制度変更が公立学校に与えた影響を分析している。本論文は、1987年から2002年までのデータを活用し、この制度変更により、公立学校の学業成績が改善したことを示している。つまり、教育バウチャー・プログラムを公立学校のみに適用できる限定的なものとするよりも、より多くの学校を参加させて各学校間の競争を促進させた方が、教育的成果により良いインパクトを与えることを主張している。

2-2 アメリカ フロリダ州

フロリダ州の教育バウチャー・プログラムは、パフォーマンスが悪いとされた学校の生徒に転校を促すというもので、世界的に見ても特徴的なものである。Figlio and Rouse(2006)は、生徒のテストの点数データからは、このプログラムの導入以後、生徒の成績が改善したが、教育バウチャー・プログラムがその改善に与えた影響は小さいと分析している。

2-3 スウェーデン

Sandstroem and Bergstroem(2005)は、スウェーデンの教育バウチャー・プログラムの分析にあたり、各学校間での競争に着目している。本論文では、各地域の全生徒に占める独立学校（私立学校）に通う生徒の割合から、学校間の競争の度合いを測定し、それが教育に与える効果を分析している。その結果、学校間の競争が激しくなるほど、公立学校における全国統一テストの数学の点数及び学校での成績が改善されることを示している。また同時に、私立学校の拡大が学費を上昇させた根拠は無いことを導いている。この分析により、教育バウチャー・プログラムの導入によって、公立学校の“生産性”が高まったと結論付けている。

一方、Böhlmark and Lindahl (2008) は、制度導入前と導入後の義務教育を受けた生徒

の成績等に着目した分析を行っている。その結果対象の生徒について、教育バウチャー制度により、義務教育段階での成績の向上など、短期的な効果が見られたものの、高校での成績や大学進学率など長期的な効果は確認できないと結論付けている。

2-4 チリ

Anaud et al.(2009)は、授業料を徴収する私立学校に通う生徒、教育バウチャーの支給により無料となる私立学校に通う生徒及び公立学校に通う生徒の試験における傾向スコア(調査サンプルの出現率を補正したスコア)を比較し、教育バウチャー・プログラムが生徒の学力に与えた影響を検証している。その分析によると、授業料を徴収する私立学校に通う生徒のテストの点数は、公立学校に通う生徒と比較して、わずかに高い(10点)という結果を導出している。また、授業料を徴収する私立学校の生徒と無料の私立学校の生徒を比較すると、前者の生徒のテストの点数が僅かに高くなるものの、この結果は統計的には有意ではないと述べている。

これらの結果を踏まえ、Anaud et al.(2009)は、私立学校の教育により、低収入の家庭の生徒が学習においてプラスの影響を得ているとしている。つまり、公立学校に通う低収入家庭の生徒は、教育バウチャー・プログラムを利用する私立学校への入学、転籍により、恩恵を受けると結論付けている。

一方、Hsieh and Urquiola(2006)は、教育バウチャー・プログラム導入の成果に対してより懐疑的な見解を示している。本論文は、教育バウチャー・プログラム導入から20年経過後、チリ全体での私立大学への在学率が約20%上昇したものの、その在学率が都市部で大きく、地方に行くほど小さくなると指摘している。この事実を踏まえて分析を行った結果、教育バウチャー・プログラムが教育上のパフォーマンス(テストの点数、留年率、教育年数を用いて測定された指標)に影響を与えていないとしている。また同時に、教育バウチャー・プログラムによって、教育的成果の面で最も優れた公立学校が廃校となってしまう、結果的に学校間の格差を増幅させてしまったと結論付けている。

2-5 コロンビア

Anguist et al.(2006)では、コロンビアの教育バウチャーは低所得層を対象とし、くじで割り当てられる点を踏まえ、教育バウチャーを得ることが出来た生徒と申請したが得ることが出来なかった生徒を比較することによって、教育バウチャー・プログラムの影響を測定することが出来ると指摘している。本論文では、ボゴタにおいてバウチャーを申請した生徒のデータを基に分析した結果、バウチャーを得た生徒の中学校の卒業率は、バウチャーを得られなかった生徒と比較して、15~20%高くなったとしている。またバウチャーを得た生徒の大学入学試験の点数を観測した結果、全体と比較して、点数が高かったことを指摘している。このことから、コロンビアにおけるバウチャー・プログラムが与える影響は大きかったと結論付けている。

3 参考文献

- Rajashri Chakrabarti, “Can increasing private school participation and monetary loss in a voucher program affect public school performance? Evidence from Milwaukee” *Journal of Public Economics* 2008
- David N. Figlio, Cecilia Elena Rouse, “Do accountability and voucher threats improve low-performing schools?” *Journal of Public Economics* 2006
- Mikael F Sandström, Fredrik Bergström, “School Vouchers In Practice: Competition Will Not Hurt You” *Journal of Public Economics* 2005
- Anders Böhlmark, Mikael Lindahl “Does School Privatization Improve Educational Achievement? Evidence from Sweden’s Voucher Reform” *IZA Discussion Papers* 2008
- Priyanka Anand, Alejandra Mizala, Andrea Repetto, “Using school scholarships to estimate the effect of private education on the academic achievement of low-income students in Chile” *Economics and Education Review* 2009
- Chang-Tai Hsieh, Miguel Urquiola, “The effects of generalized school choice on achievement and stratification: Evidence from Chile's voucher program” *Journal of Public Economics* 2006
- Joshua Angrist, Eric Bettinger, Michael Kremer, “Long-Term Educational Consequences of Secondary School Vouchers: Evidence from Administrative Records in Colombia” *American Economic Review* 2006
- Henry M. Levin, Heather L. Schwartz, “Educational vouchers for universal pre-schools” *Economics and Education Review* 2007
- Derek Niel, “The Role of Private Schools in Education Markets” *Handbook on Research on School Choice* 2008